

第 2 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和6年7月1日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和6年7月1日(月曜日)

午前10時4分開議

午後0時49分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議案第5号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 令和5年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

請第18号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①特定利用空港・港湾指定に係る国の関係市町村説明会について

②熊本県職員の定員管理の基本方針について

③次期基本方針・総合戦略の策定について

④天草エアライン中期経営計画の改定

について

⑤緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

出席委員(8人)

委員長 末松直洋

副委員長 西村尚武

委員 岩下栄一

委員 松田三郎

委員 内野幸喜

委員 松村秀逸

委員 幸村香代子

委員 住永栄一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内田清之

政策審議監 津川知博

危機管理監 橋本誠也

政策調整監 神西良三

首席審議員

兼秘書グループ課長 福原彰宏

広報グループ課長 清水英伸

くまモングループ課長 鳥井薫順

危機管理防災課長 井上雄一朗

総務部

部長 小金丸 健

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 中村誠希

政策審議監 坂野定則

総務私学局長 枝國智子

人事課長 寺本和央

首席審議員兼財政課長 白井洋介

県政情報文書課長 坂本久敏

総務厚生課長 帆足朋和

財産経営課長 松尾亮爾

私学振興課長 松 村 加奈子
 首席審議員
 兼市町村課長 阿 南 周 造
 消防保安課長 楠 ゆみ子
 税務課長 花 房 博
 企画振興部
 部 長 富 永 隼 行
 理 事
 (デジタル戦略担当)
 兼デジタル戦略局長 阪 本 清 貴
 理 事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 府 高 隆
 政策審議監 沖 圭一郎
 地域・文化振興局長 浦 田 美 紀
 交通政策・統計局長 森 山 哲 也
 土木技術審議監 仲 田 裕一郎
 首席審議員兼企画課長 小 川 剛 史
 地域振興課長 若 杉 久 生
 文化企画・
 世界遺産推進課長 佐 方 美 紀
 首席審議員
 兼交通政策課長 坂 本 弘 道
 空港アクセス鉄道
 整備推進課長 猪 原 英 次
 統計調査課長 東 敬 二
 デジタル戦略推進課長 受 島 章太郎
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也
 政策監 中 川 太 介
 出納局
 会計管理者兼出納局長 川 元 敦 司
 会計課長 川 上 竜 也
 管理調達課長 津 川 尚 美
 人事委員会事務局
 局 長 城 内 智 昭
 公務員課長 森 亮 子
 監査委員事務局
 局 長 小 原 正 巳
 監査監 天 野 誠 史
 監査監 坂 本 誠 也

監査監 石 井 利 幸
 議会事務局
 局 長 波 村 多 門
 次長兼総務課長 本 田 敦 美
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 板 橋 徳 明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 槇 原 俊 郎
 政務調査課主幹 村 山 智 彦

午前10時4分開議

○末松直洋委員長 ただいまから第2回総務常任委員会を開会いたします。

本日、委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにしました。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

さきの委員会で委員長に選任されました末松直洋でございます。

今後1年間、西村副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますようよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

続いて、西村副委員長から挨拶をお願いします。

○西村尚武副委員長 おはようございます。さきの委員会で副委員長に選任いただきました西村でございます。

今後1年間、末松委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員各位、また、執行部の皆様方の御協力

をよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○末松直洋委員長 今回は執行部を交えての初めての委員会でございますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元に配付しております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、内田知事公室長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いします。

（知事公室長～政務調査課長の順に自己紹介）

○末松直洋委員長 ありがとうございます。1年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会は、インターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、知事公室から順次説明をお願いします。

○神西政策調整監 知事公室付でございます。

4ページをお願いいたします。

重要政策調整事業でございますが、知事によるトップマネジメントを補佐し、県政の重要課題等に必要な調査等を行う事業でございます。

知事公室付は以上です。

○福原秘書グループ課長 秘書グループでございます。

5ページをお願いいたします。

1の熊本地震犠牲者追悼式事業でございます。

熊本地震で犠牲となられた方々の追悼と復興への決意を新たにするため、追悼式を行うものでございます。本年度は、4月14日に開催いたしました。

秘書グループは以上でございます。

○清水広報グループ課長 広報グループでございます。

6ページをお願いします。

1の広報事業では、テレビ、ラジオ、広報紙、新聞、電子媒体等により、県内外に向けて県の施策等を発信するための事業を実施いたします。

また、(4)のやさしいくまもとづくり広報事業では、知事記者会見時の手話通訳をはじめ、県政テレビへの字幕挿入など、視覚・聴覚障害者に配慮した事業を実施します。

さらに、(6)では、首都圏をはじめ県内外に、復旧、復興の状況やTSMCの工場稼働を見据えた県の取組を発信し、県の魅力や特色をPRします。

7ページをお願いいたします。

2の報道・広聴事業等でございますが、記者会見や報道資料などによる情報提供を行う報道対応、県政に関する提言や意見を県政へ反映していく広聴事業等を実施いたします。

広報グループは以上です。

○鳥井くまモングループ課長 くまモングループでございます。

8ページをお願いします。

1のくまモンの使用許可及び管理運営でございます。

説明欄(1)は、くまモンのイラスト利用許

諸事務の委託事業、(2)は、県内外でイベントにくまモン隊を出動させる経費でございます。

次に、2のくまモンを活用した情報発信及びプロモーションでございます。

説明欄(1)くまモン活用熊本PR事業は、くまモンの人気を生かし、誕生祭など、県内外でのイベント開催やSNS等で熊本の魅力を発信する事業でございます。

(3)くまモンによる熊本ファン拡大事業は、新規事業で、世界中でくまモンによる熊本ファンを増やすため、海外においてくまモンファン感謝祭を行う事業でございます。

9ページをお願いします。

最後に、3のくまモンランド化構想の推進でございます。

説明欄(1)くまモンランド化推進事業は、県内各地域の資源とくまモンを掛け合わせたコンテンツや15周年を迎えるくまモンをフックとしたイベント開催等により、県内への誘客を図る事業でございます。

くまモングループは以上です。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

10ページをお願いします。

(1)の危機管理対策事業は、国民保護訓練等を実施する事業、(3)の地域防災力強化事業は、自主防災組織を担う地域防災リーダーの育成やスキルアップを行う事業、(5)の防災センター展示・学習室運営事業は、本県の自然災害の経験や教訓を伝える防災センター1階の展示・学習室を運営し、広く県民の皆様の利用を促進する事業、(6)の九州広域防災拠点強化整備事業は、南海トラフ地震を想定した広域応援訓練を実施する事業でございます。

11ページをお願いいたします。

(9)の防災・行政情報通信ネットワーク整備事業は、防災行政無線の浸水対策や第3世

代衛星通信システムの整備を行う事業、(10)の「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本開催事業は、世界津波の日に高校生サミットを本県で10月に開催し、大災害の経験や教訓を広く発信するとともに、防災、減災を担う国内外の人材育成に貢献する事業、(11)の防災推進国民大会2024における経験・教訓発信事業は、内閣府が本県で10月に開催する防災推進国民大会2024において、本県の防災の取組や創造的復興の状況を全国に発信する事業でございます。

危機管理防災課は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

12ページをお願いします。

1の創造的復興や新たな行政需要等のための組織体制の整備及び人材の確保についてでございます。

(1)の組織体制の整備につきましては、創造的復興や新たな施策等の推進に必要な組織体制の整備を進めてまいります。その際、職員の配置の重点化に向けた組織体制の見直しや事務事業の見直しに取り組みながら、行政体制の効率化を目指してまいります。

(2)の人材の確保につきましては、令和6年度までの4年間において、令和2年度の職員数を維持することを基本としつつ、あらゆる手法を活用しながら、柔軟に必要な職員の確保を行ってまいります。

なお、今後の定員管理の方針については、本日その他報告で御報告させていただきます。

13ページをお願いします。

2の勤務環境の整備と健康管理についてでございます。

災害からの復興業務と併せ、新たな熊本の創造に向けた取組など、県政の重要課題に対応できるよう、職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、長時間勤務を縮減することにより、職員の心身の健康維持を図ってま

います。

(1)の勤務環境の整備につきましては、職員の担当業務やライフスタイルに対応し、勤務時間をずらすことのできる特例勤務や時差出勤、また在宅勤務の活用など、多様な働き方を実現できる職場づくりを推進してまいります。

あわせて、育休文化の定着に向けた男性職員の育休取得を促進するハッピーシェアウィークスの取組など、一層のワーク・ライフ・バランスを実現できる環境を整備してまいります。

(2)の健康管理につきましては、職員の心身の健康を維持するため、全庁的な業務改善の取組や所属内の業務量の平準化、勤務間インターバル制度の試行等により、長時間勤務の縮減を図ってまいります。また、パワハラ、セクハラなど、あらゆるハラスメントについて、相談体制や研修の充実を図り、その防止に努めてまいります。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

14ページをお願いします。

財政課からは、令和6年度予算全体の概要について御説明します。

まず、Iの予算編成の基本的な考え方についてですが、令和6年度は、知事の改選期であったことから、当初予算は骨格予算とし、肉づけ予算を6月補正予算に計上いたしました。

次に、II、令和6年度予算の特色についてです。

まず、1の当初予算の骨格予算ですが、人件費などの義務的経費のほか、年度当初から取り組む必要がある経費を中心に計上、そのうち、令和2年7月豪雨関連予算に166億円、感染症対策関連予算に328億円、熊本地震関連予算に120億円を計上しております。

次に、2の補正予算(肉づけ予算)について

です。

6月補正予算は、肉づけ予算として、知事の Manifesto の実現に向けて取り組む事業等の854億円を計上し、骨格予算と合わせた令和6年度予算全体では、8,561億円となっております。

15ページをお願いします。

参考1では、平成27年度以降の一般会計当初予算規模の推移でございます。

令和6年度は、コロナ対策関連事業の減少により、令和5年度に比べ減少しております。

参考2には、財政調整用4基金残高の推移を記載しております。

令和6年度については、前年同額の83億円となっております。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

16ページをお願いします。

1の行政文書の適正な管理については、条例に基づいて行政文書の適正な管理等を図ります。また、文書管理システムを活用して、庁内の電子決裁等を推進します。

2のDXによる行政文書管理の効率化については、調査業務により電子文書を総合的、効率的に管理する仕組みの構築を検討します。

3の情報公開・個人情報保護の推進については、条例及び法律に基づいて開示請求等に係る各所属への助言を行うほか、情報プラザ等による県政情報の提供を行います。

4の熊本県立大学への支援については、県立大学が業務を確実に実施できるよう、財源の一部として運営費交付金を交付します。

県政情報文書課は以上です。

○帆足総務厚生課長 総務厚生課でございます。

17ページをお願いいたします。

1の庶務事務の集中処理でございますが、庶務事務の効率化を図るために、諸手当認定、旅費、報酬事務等の集中処理を行っております。集中処理の対象事務及び対象期間は、資料に記載のとおりです。

2の職員の健康支援でございますが、心と体の健康管理として、各種の健康診断やストレッチチェックをはじめ、その結果に基づく事後指導等を実施しております。また、長時間勤務による健康障害の防止やメンタルヘルス対策のため、産業医による所属長への助言指導や職員への面接による保健指導などを実施しております。

総務厚生課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

18ページをお願いいたします。

1の県庁舎等の保全及び維持管理ですが、本庁舎、地域振興局の維持管理等に必要な経費を計上しております。県庁舎等の適正な執務環境の維持や安全確保を図るとともに、環境に配慮したLED照明の導入など、エネルギー使用量の削減にも努めております。

2の県有財産の適正管理及び有効活用につきましては、県有施設の老朽化が進む中、施設を長く使用するための県有施設の長寿命化保全計画の策定やPFIの活用、未利用地の売却等を進めることとしております。

3の公有財産管理システム改修につきましては、現行の公有財産管理システムを改修し、公有財産台帳と固定資産台帳の連携機能を追加することとしております。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

19ページをお願いします。

1の私立学校の運営支援についてですが、

(1)の私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件や経営健全性の維持向上のため、教員の人件費や教育研究経費等の経常的経費を助成するものです。

2の私立学校の生徒・保護者の経済的負担軽減についてですが、(1)の私立高等学校等就学支援金事業は、私立高校生等の授業料負担軽減のため、保護者の所得に応じ授業料負担を支援するものです。

3のグローバル社会で活躍できる人材の育成についてですが、(1)の国際教育支援事業は、半導体関連工場の立地に伴い、外国人生徒を受け入れるために環境整備に取り組む私立学校に対して助成するものです。また、海外進学、留学に総合的に対応できる支援体制を整備するものです。

4の宗教法人法に基づく事務の適正な遂行についてですが、法に基づく認証事務等の適切な遂行及び不活動宗教法人対策の取組を進めるものです。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

20ページをお願いします。

(1)広域本部・地域振興局政策調整事業は、広域本部、振興局の権限で各地域の課題解決に向けた取組を迅速、機動的に行えるよう、枠予算として上限500万円を措置しているものです。

(2)権限移譲事務市町村交付金は、パスポートや農地転用等の本来県の事務を担う市町村へ交付金を支給するものです。

(3)市町村行政サービス維持向上支援交付金は、今回の補正予算として計画計上しております。持続可能な形で行政サービスを提供していくために、人口や公共施設の老朽化等の長期的、客観的な変化を見通す地域の未来予測策定等を行い、必要となる方策を検討、実施する市町村へ交付金を支給するものです。

(4)市町村との人事交流を推進してまいります。

(5)被災市町村職員確保支援事業は、全国自治体への職員派遣要請や被災市町村が合同で任期付職員採用試験を実施する際に、会場確保や周知、広報といった支援を行うものです。

市町村課は以上です。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

21ページをお願いいたします。

1の防災消防ヘリによる防災体制の充実・強化は、防災消防航空隊の活動及び防災消防ヘリコプターの安全運航のため、体制の確保及び機体の維持整備を行うものです。

2の消防力強化の推進は、消防を取り巻く環境変化に対応し、必要な水準を確保するため、消防団員の加入促進など、市町村の消防体制強化を推進するとともに、消防本部の消防指令共同化の取組を支援するため、交付金の支給や消防救急デジタル無線の最適化調査を行うものです。

3の消防学校の機能強化は、消防職員等の教育訓練環境充実及び大規模災害等への対応強化を図るため、消防学校の本館及び寄宿舎の整備に向けた設計などを行うものです。

消防保安課は以上でございます。

○花房税務課長 税務課です。

22ページをお願いします。

上段、1、県税収入の確保ですが、令和6年度の県税収入は、原材料価格上昇によるコスト増などの見通しを踏まえ、前年度当初予算額から約31億円減の約1,640億円を見込んでおります。税收確保に向け、適正かつ公平な賦課徴収に取り組んでまいります。

下段に、ふるさと納税の取組展開です。

ふるさと納税で寄附をしてくださった方々へのフォローアップにより、本県への継続的

な支援につなげ、県産品の魅力を発信し、新たな寄附者の獲得を図ってまいります。

また、最後の行、体験型返礼品、これは、例えば旅行クーポンなどですが、こうした返礼品により、熊本への人の流れの加速化にもつなげてまいりたいと考えております。

税務課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

23ページをお願いいたします。

1の知事会等活動費は、全国知事会、九州地方知事会及び九州地域戦略会議を通じて、広域的な諸課題について協議、推進を図るとともに、国への施策提言や他県と連携した取組を行うものでございます。

2のSDGs推進事業は、地方創生につながるSDGsを官民連携して推進するため、積極的に取り組む企業等を見える化する県の登録制度の運用を行うとともに、取組のさらなる深化と質の向上を目指すくまもとSDGsアワードを実施するものでございます。

3の企業版ふるさと納税マッチング促進事業は、企業版ふるさと納税制度を活用したさらなる歳入確保を図るため、寄附獲得に向けた県外企業への働きかけを行うものでございます。

4の国際教育環境整備推進事業は、TSMCの進出を契機とした半導体関連産業の集積に伴い、県内教育機関における外国籍の子供の受入れ体制を整備し、教育機会を確保するものでございます。

最後の5番の公民連携によるスポーツ施設整備検討事業は、老朽化が進む県内のスポーツ施設について、民間事業者主体を含めた整備手法等の検討を行うものでございます。

企画課は以上になります。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

25ページをお願いいたします。

1の移住定住の促進は、地方移住への関心の高まり等を背景として、本県への流入人口を増加させるため、地域の実情に応じた市町村の取組を支援するとともに、様々な情報発信を強化して関係人口を拡大すること等により、移住、定住を促進するものです。

2の地域づくりチャレンジ推進事業は、令和2年7月豪雨からの復興を図る取組をはじめ、地域団体や市町村等による自主的な地域づくりの取組等に対する支援のほか、県による新たな地域資源の掘り起こし等を行うものです。

3、水俣・芦北地域の振興の(1)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣病特措法の救済措置の方針を踏まえ、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりの実現に向けた市町村の取組の支援等を行うものです。

(2)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、第七次水俣・芦北地域振興計画における市町村の重点施策について、計画期間内の課題解決に向けた支援等を行うものです。

4の被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた球磨村の住民等の移転先となる同村渡地区の宅地整備等について、県が同村から受託して実施するものです。

26ページ、上段の5、阿蘇の草原再生の(1)持続可能な草原維持システム構築推進事業は、阿蘇の草原を将来世代へ継承するため、野焼きの担い手や資金の確保、作業省力化などの取組への支援を行うものです。

(2)阿蘇草原再生事業は、野焼きの後継者育成や放棄地における野焼き再開の取組を支援するものです。

6の御所浦・湯島地域の活性化推進の(1)御所浦地域活性化推進事業は、宿泊型マラソン大会等の観光の目玉づくりや空き家を活用した移住促進等の取組を支援するものです。

(2)湯島活性化推進事業は、峯公園を活用

した交流人口拡大の取組や商店等の生活基盤等を支援するものです。

7の地域未来創造事業は、市町村との連携を強化し、地域ごとの個性ある経済振興を推進するため、地域未来創造会議を設置し、市町村等と地域の未来像を共に描き、地域振興、経済振興、観光振興等を推進するものです。

事業内容につきましては、議案の説明時に補足説明させていただきます。

地域振興課は以上でございます。

○佐方文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

27ページをお願いいたします。

1の文化振興関係事業です。

(1)文化行政推進は、県文化振興審議会の運営や県文化協会への支援などを行うものです。

(2)熊本県芸術文化祭推進事業は、県文化協会等との協働により、熊本県芸術文化祭を開催するものです。

次に、2の県立劇場関係事業です。

(1)県立劇場管理運営事業は、指定管理者の公益財団法人熊本県立劇場に委託し、県立劇場の管理運営や文化事業を行うものです。

(2)県立劇場施設整備費は、県立劇場保全計画に基づき、令和8年度に実施予定の大規模改修工事に向け、基本設計等の委託を行うとともに、経年劣化したコンサート用ピアノの更新を行うものです。

28ページ、上段の3、世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組や県内の既に登録されている遺産の保全と活用を推進するものです。

最後に、4の博物館ネットワーク推進事業は、博物館関連資料データベースの運営等を行うものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

29ページをお願いいたします。

1の地域交通企画調整事業は、地域の公共交通ネットワークの維持、確保や公共交通の利用促進について取り組むものです。

主な取組として、1から4に掲げておりますが、(2)で、今年度は特に公共交通の利用促進について新たな取組を開始する予定です。具体的には、渋滞緩和、CO₂削減、健康増進など、マイカーから公共交通に転換する意義を広く県民に周知し、利用促進を呼びかける事業を行ってまいります。

次に、2の肥薩おれんじ鉄道関連事業は、並行在来線である肥薩おれんじ鉄道の安全、安定的な運行のために、鉄道基盤の整備、維持に関する費用について、沿線市町や鹿児島県と連携して支援を行うものでございます。

3の鉄道災害復旧支援事業につきましては、7月豪雨で甚大な被害を受けましたくま川鉄道の災害復旧に係る費用の支援を行うものでございます。

30ページ、上段の4、阿蘇くまもと空港関連事業は、阿蘇くまもと空港の拠点性向上を図るために、路線誘致や利用促進等に取り組むものです。

主な取組としまして、(1)から(3)に掲げておりますが、空港の運営会社である熊本国際空港株式会社と連携しながら、国内線、国際線ネットワーク並びに空港ターミナル等の充実強化に努めてまいります。

最後に、5の地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの安全かつ安定的な運航が維持されるよう、機材整備に係る費用を地元市町と連携して支援するとともに、利用促進協議会を中心に利用促進に取り組むものでございます。

交通政策課は以上です。

○猪原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港

アクセス鉄道整備推進課でございます。

31ページをお願いします。

1の阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業は、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善を図るため、空港アクセス鉄道の事業化に向け、具体的な鉄道の設計検討等に取り組むものでございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

32ページをお願いします。

1の委託統計調査の実施でございますが、国から委託を受け、5年に1度の周期調査と毎年度行っている経常調査及び令和7年国勢調査準備業務を実施します。

(1)周期調査の①令和6年全国家計構造調査でございますが、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握するためのもので、調査対象として、21市町村、1,391世帯を予定しております。

②2025年農林業センサスでございますが、農林業の経営体の種類と就業者、土地の利用状況及び生産物の種類や販売金額等を明らかにするもので、全市町村において、作付面積などの要件を満たす農林業経営体を対象に、2月1日現在で実施いたします。

(2)の経常調査については、労働力調査など、記載の6調査を本年度も実施いたします。

(3)令和7年国勢調査準備業務については、来年度の国勢調査が円滑に実施されるよう、第3次試験調査及び調査区の設定を行うものです。

次に、2の県単独調査等の実施でございますが、推計人口の調査や県民経済計算等の加工統計の作成等を行います。

統計調査課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略

推進課でございます。

33ページをお願いいたします。

まず、1の電子自治体推進事業は、県と市町村が共同で利用しております電子申請受付システムなどの運用管理などを行うものでございます。今年度は、11のシステムの共同運用を行っております。

2の行政デジタル化推進事業は、県の行政手続のオンライン化や市町村のデジタル化を推進するためのトップセミナー、民間デジタル人材の派遣などを行うものでございます。

3のくまもとDXグランドデザイン推進事業は、県全体でのDXの推進、くまもとDXグランドデザインの実現に向け、デジタル化やDXの機運醸成のほか、企業などのマッチング支援など、さらにはDX人材の育成を行うものでございます。

4のデータ連携基盤構築等推進事業は、官民の様々なデータを相互に連携し、新たなサービスや事業の創出につなげるため、データ連携基盤の運用や地域課題解決に向けたデータ活用事例の創出を行うものでございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

34ページをお願いいたします。

まず、1の庁内情報基盤管理運営事業は、職員用パソコンの調達、保守や職員が利用するメールや会議室予約などの基盤的な情報システムの運用管理やその更新を行うものでございます。

2のICTを活用した働き方改革等推進事業は、オンライン会議やテレワークのシステムなどのICTツールを活用し、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を継続して進めるとともに、それらの効果的な活用方法を具体的に示すなどにより、業務の効率化やペーパーレスのさらなる推進を図るものでございます。

3の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁と各広域本部、地域振興局等を高速回線で接続する熊本県総合行政ネットワークの監視、保守などを行い、業務の基盤となる庁内ネットワークの安定運用を図るものでございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

35ページをお願いいたします。

1の令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進は、(1)復旧・復興プランの推進と進捗管理、(2)新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進、(3)被災地域のまちづくりと集落再生支援、(4)球磨川リバーミュージアムの推進等でございます。

2の球磨川流域復興基金交付金は、基金等を活用し、被災者の生活支援、地域コミュニティ施設等の復旧等、市町村の取組を支援するものでございます。

3の五木村・相良村の振興は、五木村振興推進条例に基づき、国、県、村の3者で村の新たな振興に向けた取組の迅速かつ着実な推進を図るもの、また、相良村について、村の振興に向けた県の取組の推進を図るものでございます。(1)五木村振興相談室の運営、(2)県立施設を核とした五木村振興の推進などでございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○川上会計課長 会計課でございます。

36ページをお願いいたします。

1から3につきましては、会計事務の適正な執行の確保、総合財務会計システムの安定的な管理、県公金の確実な保管及び運用を、これまで同様しっかりと行っていくというものでございます。

4の新総合財務会計システムの構築は、行政手続におけるペーパーレス、キャッシュレ

ス等を推進するための新しい会計システムの構築を行うものでございます。

5の電子契約の推進は、電子契約サービスの導入や電子契約の利用促進のための環境整備を新たに行うものでございます。

会計課は以上でございます。

○津川管理調達課長 管理調達課でございます。

37ページをお願いします。

1、物品の適正な出納及び管理は、職員研修、会計事務検査等を行うものです。

2、物品の集中調達の推進は、事務の効率化を図るため、本庁における全ての物品、出先機関の一定額以上の物品について、当課で一括して調達するものです。

3、入札契約事務の適正化は、各所属を支援するため、競争入札参加資格の審査を行うとともに、電子入札システムにより本庁における入札・開札業務を一元的に行うものです。

4、公契約条例推進事業は、令和5年4月に施行した持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の取組を推進するための広報費などがございます。

管理調達課は以上です。

○森公務員課長 人事委員会事務局公務員課でございます。

38ページをお願いします。

1の採用試験事務ですが、令和6年度に実施します県職員等の採用試験について、採用職種及び採用予定人数を記載しております。

今年度は、大卒程度等の試験における大阪会場の新設や高卒程度試験における八代会場、天草会場の新設など、受験しやすい工夫を行い、受験者の確保に努めてまいります。

39ページをお願いします。

2の「県庁のしごと」魅力発信事業につきましては、人材獲得競争が厳しくなっている

中で、県職員を志望する方々を増やすことを目的として、県庁で働く魅力を積極的に発信するものでございます。

3の公平審査事務につきましては、職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、その他苦情相談などの事務を行うものでございます。

4の給与制度等調査研究事務につきましては、議会と知事に対しまして、職員の給与について報告及び勧告を行うため、民間給与実態調査等を実施するとともに、勤務時間、その他の勤務条件について調査研究を行うものです。

人事委員会事務局は以上です。

○坂本監査監 監査委員事務局でございます。

40ページをお願いします。

1の定期監査等の実施でございますが、地方自治法に基づきまして、県の各機関の財務、経営、行政事務の執行につきまして監査しますほか、県が補助金等の財政的援助を行っている団体等について、監査を実施してまいります。

次に、2の決算審査等の実施でございますが、一般会計をはじめ、各会計の決算について審査を行いまして、知事へ意見書を提出いたします。また、出納の例月検査を行いますほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率等の審査及び事務的的確、適正な執行の確保に関する評価報告書に係る審査を行います。

監査委員事務局は以上です。

○本田議会事務局次長 議会事務局でございます。

41ページをお願いいたします。

議会費でございますが、円滑な議会運営を図るため、本会議、委員会等の各種事務を行うとともに、議員の調査研究その他の活動に

資するため、政務活動費の交付等の事務を行うものでございます。

また、議会棟の適切な維持管理及び長寿命化を図る改修工事を行うものでございます。

議会事務局は以上です。

○末松直洋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。どうぞ今年度もよろしくお願ひいたします。

総務委員会、私、久しぶりでございますので、ちょっと1つだけ、えらい基本的な質問で恐縮でございますが、後ほど補正の審議等がありますので、あんまり時間かけずにと思っております。

資料の20ページの1の(2)ですね。市町村課の阿南課長に基礎的なことで質問しますが、たしかこの権限移譲は、一律にじゃなくて、市町村で希望されるところが、まあ手挙げ方式じゃないけれども、そして、順次県と協議しながら事務を下ろしていくというのは多分変わってないと思いますが、まず前提として、それはそのとおりですか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

権限移譲事務についてのお尋ねです。

こちらにつきましては、地方自治法に基づきまして、県の事務、本来県が担うべき事務を市町村と県の協議により市町村に事務を移譲することができるというふうになっていきます。

そのためには、市町村のほうでは議会にか

ける、その上で、県のほうも権限移譲条例というのを制定いたしまして、市町村に権限移譲を行っているものでございます

以上です。

○松田三郎委員 ということは、当然、数が多い少ないだけで、積極的かどうかというのははかれないかもしれませんが、その自治体の規模なり職員さんの数とかいろいろな事情があつて、たくさん移譲を受けたところとあんまり受けてないところもあるかと思っておりますが、県としては、どうでしょうか、もっとどうぞどうぞ、この分野はもうちょっと移譲して事務なされたほうがいいんじゃないですかというような誘導をするのか——これまでとこれからですね。もしくは、いや、あくまでこれは自治体のほうの自主性に任せて、半ば強制するようなことはありませんと、AかBかで言うそうですね。というのが1点と、この予算でいう交付金というのは、一時的に移譲したときにその事務事業を行うにあつて必要な部分の交付金なのか、あるいは移譲して、その移譲を受けた市町村はずっとやるわけでしょうから、毎年毎年、まあ額は別として、ずっと交付し続ける交付金なのか。この2点についてお願いします。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

権限移譲事務の推進の仕方についてお尋ねいただきました。

権限移譲につきましては、積極的か消極的かという話もございましたが、この目的としましては、特色あるまちづくり、住民サービスの向上、事務のワンストップ化の観点から事務の権限移譲を進めております。

例えば、事例で出しましたパスポートの申請であるとか、農地転用であるとか、そういったものにつきましては、重点事務としまして、まあ10事務ぐらい積極的に推進しまして、こちら

につきましては、積極的に取りませんかとい
いますか、権限移譲事務を受けませんかとい
う働きかけは行っております。その他につい
ては、自然体で、必要に応じて市町村のほう
で判断しているという状況でございます。

2点目の事務の交付金の話ですけれども、
1年目、権限移譲した場合に、その事務処理
の単価がございます。1件当たり単価という
ものを設けていまして、掛ける処理件数でござ
います。例えば、1件当たりの事務処理が
100円であって、事務処理件数が100といた
ら1万円という形になります。それを事務処
理件数で払っていく。

当然、初年度におきましては、事務処理を
受けるために準備等要りますので、一律の特
別交付金というのを支払っているというのが
状況でございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 はい。分かりました。

さっき言いましたように、数が多い少ない
だけで積極的かどうかというのを判断するつ
もりはございませんが、課長おっしゃったよ
うに、そもそもの趣旨からいくと、それぞれ
の市町村にお住まいの住民からすると、身近
な役場、役所でできるだけ多くのことが、用
をそれで足りるとというのが、住民サービスと
しては、住民側からするとありがたいことだ
と思っております。

ただ、一方では、申し上げましたように、
やっぱりなかなか行財政改革等々で、非常に
規模の小さい、特に村なんかは、1人何役も
なさっておられて、ちょっと言い方はあれで
すけれども、もうこれ以上仕事を増やさんで
くれと、権限移譲も勘弁してくれというよう
な職員の方が多いたるところもあるかと思いま
すので、なかなか抽象的な話で恐縮でござ
います。やっぱそういうバランス、実情も見
ながら、県も一定の役割を引き続き担って
いただきたいという要望でございます。

以上です。

○岩下栄一委員 広報グループですけれど
も、7ページかな。

この広聴事業ですけれども、県民のいろん
な意見を生かすということは非常に大事なこ
とだと思いますけれども、広聴制度の中で、
他の都道府県で——県民から直接来るのが一
番いいけれども、何千人かいる県職員の皆さ
んから提案を受け付けるというような考え方
があると思うんですよ。

例えば、神奈川県では、県職員から提案を
受け付けて、提案をされたものを1回見たこ
とありますけれども、相当な何か学術論文集
みたいなものでびっくりしましたけれども、
そうした県職員が参加する広聴制度という
か、そういうものは考えられませんか。

○清水広報グループ課長 御意見いただき、
ありがとうございます。

広聴事業としまして、今回、お出かけ知事
室を始めたり、あと県への提案制度を創設し
たりといった形で、県民からの御意見は、う
ちのほうで担当して伺っているところでござ
います。

また、職員からの提案につきましては、総
務部のほうで、例えば、様々な新しい取組を
したところを蒲島賞という形で、昨年度まで
は知事が表彰するような制度等もございま
す。そちらのほうを活用して職員からの提案
というものを、現在、現状としては受けてい
るというような状況でございます。

○岩下栄一委員 お出かけ知事室は、これは
非常にいいアイデアだと思うんですね。木村
さんが直接出向いていろんな意見を聞くとい
うのは、参加型民主主義の典型的な形で、す
ばらしいアイデアだと思いますけれども、こ
の職員の提案制度というのは、ぜひ制度化し
てもらいたいなと思います。

最大のシンクタンクですからね、県は。優秀な人がたくさんおられます。だから、そういう人たちの提案を集約していかれるのは大変望ましいのではないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○末松直洋委員長 要望としてよろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 はい。

○内野幸喜委員 数点あるんですけども、まずくまモングループ、8ページですね。

この中で、くまモンによる熊本ファン拡大事業ということで、海外においてくまモンファン感謝祭を開催すると。具体的には、どこでとか、何回ぐらいとか、そういうことをちょっとまず教えていただければなと思います。

○鳥井くまモングループ課長 今年度の新規事業、くまモンによる熊本ファン拡大事業の取組かと思えます。

地域については、東アジアで1回、それから東南アジアで1回というふうに考えておりました、国、また地域については、現在検討中でございます。

以上です。

○内野幸喜委員 東アジアで1回と東南アジアで1回と。

くまモンは、やっぱりこれは人気あるんですよ、海外では。あと、以前、カンボジアのプノンペンでくまモンが出没したというメールをいただいて、でも、実はカンボジアに一回もまだくまモン行ってなかったということがあるので、結構クオリティーが高いくまモンだったんですね、写真見ると。やっぱりそういった対策も、海外展開するということは非常にいいことだと思うんですが、その人

気に乗じてまたそういったこともあり得るかもしれないので、そういったことというのは把握はされていますか。

○鳥井くまモングループ課長 海外においては、くまモンについては、海外のほうでのロイヤルティイベントを専門とする会社を使用権を貸し付けまして、海外では有料でくまモンを使用いただいております。

その代わりに、その費用をもって不正利用対策をしていただくということにしておりまして、随時その会社が不正利用については監視をしておると。それから、不正利用があれば、対策をそれぞれ行っていくというようなことを行っています。

○内野幸喜委員 しっかりその対策をお願いしたいというように思います。

人事は、これは後でまた報告ってあるんですかね。人材確保じゃなくて、育成とかについてもそのときに聞いたほうがいいですか。報告でありますけれども、今聞いてもいいですか。

○末松直洋委員長 はい、いいです。

○内野幸喜委員 じゃあ、人事課のほうで、12ページ。

この人材の確保って、これも確かに当然大事ですね。今非常に厳しい中で、いかに優秀な人材を確保するかというのは大事だと思うんですが、同時に、やっぱり人材の育成ですよ。育成。

今県も厳しい中、いろんなところへ派遣というのなかなか厳しいのかもしれませんが、今、実際に人材育成という観点から、いろんな省庁であるとか、そういったところに派遣している人数というのは、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○寺本人事課長 人事課でございます。

ちょっと調べまして、後ほど御回答させていただきますと思います。

○内野幸喜委員 分かりました。後で結構です。

やっぱりそういったところに派遣することによって、スキルアップ、そして、それをこの熊本県に戻ってきてから十分に生かしてもらおうということは大事だと思いますので、厳しい中ではありますが、そういったことは引き続きやっていただきたいと思います。

それともう1点、いいですか。

以前、たしか海外の大学への留学というものもあったと思うんですね。最近は、ここ数年ずっとそういったことはないんですけども、効果がなくてももうやってないのかとか、費用的なものなのかとか、というのが、残念ながら、この間、知事に私は台湾事務所のことを言って、明確な回答っていただけなかったんですが、例えばそういった海外事務所とかを構えるときに、そうした人材の育成ってやっぱり大事なんですね。

過去にアメリカの大学に留学制度ってあったと思います。留学した職員もいたと思います。今後、例えば、東南アジアとか東アジアにシフトしていく中で、そうしたところでの留学制度とか、しっかりと現地のことを学ぶということも大事なのかなというように思うんです。

というのが、今、海外事務所の駐在の方というのは、何か限られた人たちだけずっと向こうに行っているような気がしてならないんですね。だから、やっぱり幅広く人材を育成していくということは大事なので、そういったことはどうなのかなと。そこのちょっと考えを聞かせていただければというように思います。

○寺本人事課長 人事課でございます。

先ほどのお尋ねの件についてまずお答えいたします。

これまで、国への研修ということでお尋ねでございましたけれども、現在、国には22名省庁に派遣しております。あと、大学等には7名派遣しております。あと、海外には、海外事務所に3名ということで、合計32名現在派遣しているところでございます。

過去におきましては、海外の大学ですとか、そういったところに派遣をしてきた時代もございました。御承知のとおり、人材がかなり少なくなってきているというような背景もございまして、現在では、その研修については見送っておるところでございます。

ただ、一方で、委員お話がありましたように、海外の人材というのが限られておりますので、育成という視点では、今後、そういった研修の必要性というのも検討する必要があるかと思っておりますので、そういった点も踏まえまして、今後しっかり検討してまいりたいと思います。

○内野幸喜委員 それと、その海外の大学への留学というのは、今、人材面、人も少なくなってきたのでなかなか派遣できないと。その効果というのはあったんですかね。どうなんですか、その点は。

○寺本人事課長 人事課でございます。

過去におきましては、スタンフォード大学ですとか、そういったところに留学をしております。

当然、そういった人材が帰ってこられて、国際交流とか、そういったところで活躍をされた事例もあろうかと思えます。それ以外の外務省の研修ですとか、そういったところも一応派遣はさせていただいておるところでございます。

効果が全くなかったわけではございませんで、そういった効果が出ておりますので、た

だ、一方で、今現状として停止をしておりますので、今後、例えば、研修を再開するとした場合に、どういったところに派遣したほうが人材育成につながるかということは、しっかり考えてまいりたいと思います。

○内野幸喜委員 人材確保が非常に厳しい中、今でも県庁の職員の方は優秀な方が多いと思うんですが、さらに質を高めるという意味でも、人材育成のほうにもしっかり力を入れてほしいなというように思います。

もう1点、いいですか。

人事委員会なんですけど、ちょっと確認です。38ページ。

今年度の採用試験等ということで、免許資格職、前期と後期とありますが、この中に獣医師というのが入ってないんですけども、これはどういうことなのかなと思うんですが。

○森公務員課長 人事委員会事務局でございます。

獣医師につきましては、人事委員会ではなくて、選考採用ということで、任命権者のほうで……

○内野幸喜委員 なるほどなるほど、分かりました。

ちょっと入ってなかったんで、気になったので、特に今年から、アニマルフレンズ熊本が開所して、TMRというのを県独自でやるようになりましたので、そういった意味で、それをやりたいと思う獣医師資格を持った人がいる可能性もあるのでですね。特に、また獣医師については、ずっとここ不足状態が、定員が充足されてないという状況が続いていたので、これがちょっと載ってなかったんで、気になったので。そういうことだったら、分かりました。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○幸村香代子委員 7ページの県庁の総合案内なんですが、多分、県庁の総合案内が、人を配置することからパネルのデジタル化になったと思うんですけども、その後の様子を聞かせていただきたいなというふうに思います。来庁者の感想であるとかというところでお願います。

○清水広報グループ課長 広報グループです。

4月15日から総合窓口を稼働させているんですけども、現時点では特にトラブルはなく、おおむね問題なく運用されているというふうに感じております。

県民からは、時代に沿っていいという好意的な意見や、やっぱり人がいないと寂しいという否定的な意見の双方の意見が寄せられているような状況です。

1つ課題として、個人によって適した音量が異なりますので、大き過ぎるという声と聞き取りづらいという声があったので、対応については、スピーカーの位置などを変更して音量を調節するところで、雑音が入らなくなって聞こえやすくなったというような声も聞かれておまして、今後も様々な課題等あるかと思いますが、そういったことも改善を重ねながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○幸村香代子委員 やはり来庁をされた方が、おっしゃるように、4月15日からだったんですね、やっぱり驚かれたというか、県庁の窓口が人ば置いとらぬでよかつかいというふうなお話もありました。

しかし、時代の流れであるということとか、まあ、それにも慣れていければそんなふうになるのかなというふうに思うのと、た

だ、あのときの御説明では、何か来庁された方がちょっと戸惑ったりなんかしたら、すぐに対応できるようにしているんですということがありましたけれども、それは今も間違いないでしょうか。

○清水広報グループ課長 今回、原則リモート対応としておりますけれども、オペレーター側から総合案内付近の様子を随時確認することができますので、そういう対面が必要な場合には、職員がすぐに駆けつけて対応するように運用しております。

以上です。

○幸村香代子委員 やはり障害を持たれた方も来庁されているようで、やはりそのときに戸惑いとかもあるようなので、ぜひその辺りは細かに対応をお願いしたいというふうに思います。

続けていいですか。

13ページなんですけれども、(2)の健康管理、また、そのほかのところとも関連するんですが、勤務間インターバル制度、これが、ちょうどこの試行がされて1年以上がたったかなというふうに思っています。

これが試行されるときに、やはり管理職あたりの声かけであるとか、取りやすい制度を、利用しやすい環境をつくっていただきたいというふうなことを申し上げていたんですけども、今、その運用状況とかということについて少しお聞かせください。

○寺本人事課長 人事課でございます。

勤務間インターバル制度、昨年度からスタートしております。

運用につきましては、所属長の声かけ等によりまして、しっかりルールを守りながら時間外に臨んでいくというような姿勢で職員も時間外に臨んでいるところでございまして、全体としましては、時間外も抑制傾向につな

がっているということで、効果が出ているということで聞いております。

○幸村香代子委員 ぜひ、この辺りであるとか、育休の問題であるとか、やはり全て職員の働く環境をどう整えていくかということが、結果的には県職になってみようと、受験者をやっぱり増やしていくようなことにもつながっていくというふうに思うので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それと、もう1つ気になっているのがハラスメントです。

もちろん、いろんなハラスメントはあってはならないというふうに思うんですが、今、社会的に問題になっているカスハラ、多分あるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りの状況を教えていただければと思います。

○寺本人事課長 人事課でございます。

カスタマーハラスメントについて、状況についてお答えいたします。

カスハラですけれども、適切な職務の妨げになるとともに、職員の健康に悪影響を及ぼすということで、重大な課題ということで認識しております。

実は、知事部局のほうで、昨年9月に影響調査をやりました。電話対応における影響がどれだけあるかということ調査しております。複数の所属において、カスタマーハラスメントに当たるんじゃないかという事例が寄せられているところでございます。

そのため、現在内部で検討を進めておりまして、例えば、庁内の固定電話に録音機能、録音開始の事前のアナウンスをするような機能もついたようなやつになりますけれども、そういったものを導入したらどうかとか、そういうのを少し検討しておりまして、職員の心理的負担を軽減する方策を検討しているところでございます。

以上でございます。

○幸村香代子委員 本当に社会的に問題になっていて、いろんな事業、会社、また、業務に支障が起きているということもよく聞きます。

難しいのが、何がこれに当たるかということの線引きが非常に難しいということがあって、ある会社では、その線引きというか、基準を決めていくと、つくっていくということもされていますし、また、個人対応ではなくて、必ず組織対応として解決をしていくというようなこともありますので、ぜひ、これから先、多分増えていくというふうに思います。早急に対応策を考えていただいて、本当に職員さんの負担にならないようにしていただきたいというふうに思います。

○松村秀逸委員 30ページの交通政策課にお尋ねします。

阿蘇くまもと空港関連事業の中で、(2)番の阿蘇くまもと空港国内線の対策ということで、今現在開通していない、例えば東北とか、ほかの県に対しての国内線の、具体的にもう見通しが立っているようなのがもしあれば教えてください。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

国内線の新規就航に向けた取組ですが、定期便に向けて、今直接具体的な成果が、例えば今年度中にというところまでいっている路線というのはまだございませんが、本年夏には北海道・千歳便のエア・ドゥさんによるチャーターを、第2回目になりますけれども、そういったものを企画しております。

それから、高知でありましたり、我々としても、中としては東北・仙台空港であったり、そういったところを視野に入れながら、

まずはチャーター便を引いていただいて、それを成功させるというところを、今年度、肉づけ予算にも少しお願いをしておりますので、そういったところをチャーター便からということで考えている状況でございます。

以上です。

○松村秀逸委員 ありがとうございます。

今、東北・仙台とか、四国とか、北海道を考えていらっしゃるということでございますけれども、やはり熊本の観光面、またビジネス面、今後どんどん増えるだろうと思うんです。

そういう意味では、やはり東北、私たちが視察に行くのにも、東北に行くときは大変交通の不便を感じておりますし、また、北陸方面、日本海側の路線を1つつくってもらくと、逆に、熊本からだけでなく、東北やまた北陸方面からの熊本に対する旅行客が増えて、経済的にも非常に潤うんじゃないかと。また、ビジネス客も、恐らくTSMC絡みでどんどん増えるんだろうと思うんですね。そういう意味でも、ぜひ力を入れていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○松村秀逸委員 それともう1つ。

19ページ、私学振興課のところ、宗教法人に伴うところの4番、宗教法人法に基づく事務の適正な遂行、ここで、認証事務等の適切な遂行ということで2つほどお尋ねしたいんですが、熊本県の宗教法人数、そしてまた、この適正な——遂行されてないところが恐らくあるんだろうと思うんですけれども、そのされてないとか、適正にされているのは何件ぐらいかというのをお尋ねしたいと思います。

○松村私学振興課長 宗教法人についてお答えをいたします。

本県で所管をしております宗教法人の数なんですが、今年の4月1日現在で2,812ございます。そのうち、国が示しております不活動宗教法人——判断基準というのがございますが、それは、具体的に申しますと、年に1度提出が義務づけられている備付け書類、これは役員名簿とか財産目録等になりますが、これを2年以上提出を怠っているというところが、一応不活動法人リストに上がるということとなっております。その数なんですが、今年の4月1日現在で、本県の場合、141法人ございます。

この法人につきましては、国のマニュアルに沿いまして、今年度から国の事業を使って——10分の10の国庫事業がございますけれども、使いまして、関係者への聞き取り調査、あと現地調査と登記調査など、実態調査をやることとしております。

以上です。

○松村秀逸委員 ということは、ここの予算がこの890万ということですかね。

○松村私学振興課長 国の予算を約850万確保しておりますので、あとは通常の事務費ということでございます。

以上でございます。

○松村秀逸委員 宗教法人、いろいろ問題もあるところもあるようでございますので、ちゃんと指導していただいて、中には人手不足で届出ができてないところもあるのかもしれないので、悪意、もしくはうっかりというものもあるのかもしれませんが、正しく指導していただきたいと思います。

以上でございます。

○内野幸喜委員 29ページ、交通政策課で、

今年度の主な取組のところ、(2)です。公共交通の利用促進と。

県民の機運醸成を図る事業という、具体的にどういう事業か、ちょっと教えていただければなと思います。

○坂本交通政策課長 この事業につきまして、今回、6月補正でお願いをしておりますけれども、今まではどちらかというと公共交通の利用促進は、事業者、共同経営推進室等が、乗っていただくためのいろんなPRであったり、100円、無料の日とか、そういった取組が中心でございましたけれども、今回、県として、いわゆる公共交通に行動変容、通勤であったり、いろんな、買物もそうなんですけれども、そういったことを、公共交通を利用することが、まあ渋滞解消も一つの大きなテーマではあるんですけれども、そのほかにも、結局、バス停まで行くと、健康な方は、歩く歩数も増えると。そういった部分というのを、社会便益といいますか、そういったものを広く県民の皆様にPRできるような、形としては委託しての企画という形になると思いますけれども、そういった直接県民の皆様に公共交通の效能というのを分かっていたりするような取組をしたいと考えております。

以上です。

○内野幸喜委員 公共交通を利用しようって非常にいいことだと思うんですが、一方で、今利便性が悪くなっているんですね、実際この公共交通というのは。例えば、市電を減便されるというのもニュースで出ていましたし、例えばJRも、これは卵が先か鶏が先かなんですけれども、今、例えば昼間は1時間に1本になっているんです、鹿児島本線の熊本からの上りはですね。そうすると、今度は利用者が減ると。JRからすると、利用者が減るから減便するんだとかですね。まあど

っちが先か分からないんですけれども、これって、今地方公共交通機関というのがそうやって利便性が悪くなっている中で利用しましょうと言うのも、何かどうなのかなという気もするんですが、これは大事なことなんですけれども、しっかりと、じゃあその利用しましょうと言うのであれば、そういった利便性の確保も同時にやっぱりやっていかないとはいけないんじゃないかなと思うんです。そこはどうですかね。

○坂本交通政策課長 まさに内野委員の御指摘、我々も、非常にコロナ明けの、生活が日常に戻ったという段階でこの公共交通の——まあ一番大きいのは、人手不足といいますか、運転士さんが新規参入がない、退職をされるという悪循環に陥っているところ、こういったものが本当に今年から顕著に出てきているという、非常に厳しい状況と認識をしております。

そういった面で、もちろん乗っていただくことで結果的には事業者の収入に跳ね返るといふ部分はあるんですけれども、それ以外にも、事業者の皆様がしっかりと公共交通の利便性を確保していただくために何ができるかということも、これも喫緊の課題と考えておりますので、事業者、それから、熊本市であったり、周辺の市町村の皆様、一緒になって、もちろんJRの都市部の路線、それから鹿児島本線もそうでございますけれども、しっかりと目配せをしながら、要望すべきところは要望する、そういったスタンスでまいりたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員 利用促進も図りながら利便性の確保もお願いします、同時にやっていただければなと思いますので。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 危機管理防災課ですけれども、防災センターはえらい立派な建物できて、県庁の本庁舎かと思うぐらい立派な建物でびっくりしているんですけれども、そうしたものをもっと有効に活用して、特に小中学校の学童に防災教育を行う上で活用したらどうか。市町村教育委員会なんか呼びかけて、防災センターを有効に活用してもらえるように提案をされていたらどうかと思います。

震災ミュージアムもそうですね。震災ミュージアムを私、見に行きましたけれども、これはあんまり立派だとは思わなかったけれども、子供たちが見学に行って、災害というのはこんなに大変なんだよと、地球物理学の勉強にもなるしですね。何で地震が起こるかということから始まって、将来の防災意識の向上にとっても役に立つと思うんですね。

ですから、市町村教育委員会らと連携をして、ぜひ教育の教材として防災センターあたりを活用していただけたらどうかと思います。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

先生御質問がございました防災センター1階の展示・学習室でございますけれども、昨年の5月のオープン以来、今年の5月末現在で既に1万3,000人の方にお越しいただいております。

先生御指摘のように、多くの方は、児童生徒であったり、地域の自主防災組織であったり、自治会の方でございます。

実は、県のほうでは、夏休みの期間中に、小中学生の方が来やすいようなイベントを昨年度も実施いたしておまして、今年度も実施する予定でございます。

今後引き続き、児童生徒の皆さんに防災センターを知ってもらうような事業を継続し

てやっていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○岩下栄一委員 ぜひよろしくお願ひします。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 もういっちょよかですか。

先ほど内野先生からくまモンの話が出ました。くまモンで気になっているのは、あの人が部長か何かになってから……部長でしょう。営業部長か。大きな役割を果たしていることはよく知っていますが、1つ気になるのは、あの人独身でしょう、まだ。そうかどうか分からぬけど、あれは結婚しないんですかね。もう年齢的に言えば、子供の1匹というか、1頭というか、1人というかよく分からないけど、いてもいい時期じゃないかなと思うんですけどね。そういう考え方や構想はあるんですか、ないんですか。ないんですよ。

○鳥井くまモングループ課長 先生御指摘のとおり、くまモンは、まだ家族、それから恋人等々おりませんで、1人で活動しているところでございます。

いろんなファンの方からもいろんなお手紙をいただいて、子供はいないのかとか恋人はいないのか等々いただいておまして、それを見ますと、いろんな方がそれぞれくまモンに対して思いを投影されているのかなと思っ
ていまして、今のところ具体的な設定をする予定はありませんが、今後そういう機会がありましたら、そういうこともあるかもしれないというところでございます。

○岩下栄一委員 まあ、それはくまモンの自由でしょう。

それでね、くまモンの出生の秘密を、私、

1回委員会で聞いたので、それは何でかという
と、前の小野副知事が衆議院議員に当選した、まあ興奮状態だったか、テレビの中で、くまモンは自分がつくったというようなことを言ったんですよ。だから、私は、非常に心外で、あれは成尾君とか職員の優秀な人たちの合作で出来上がって、だから生みの親は蒲島さんかなと思っていたら、俺がつくったって言ったんだよ、テレビで。だから、私は、抗議の電話をしましたけどね。とんでもないと、おまえが何したかって、小野さんに。たまたま国会議員になって、ちょっと調子に乗ったんでしょね。

そういうくまモンの出生の問題なんか言う人もいるし、できれば家族を早い時期につくってやって、今1頭で頑張っているのを、3頭で頑張ればより範囲が広がるかなと。偽物が出るほどならね。カンボジアのどこで出た。（「プノンペン」と呼ぶ者あり）まあ、くだらぬことでしたけれども、そういうことをちょっと意見として申し上げたいと思います。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に願います。

初めに、総務部長から総括説明をお願いします。

○小金丸総務部長 着座のまま失礼します。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和6年度6月補正予算でございま

す。

今回の補正予算は、いわゆる肉づけ予算として、854億円の増額補正となり、補正後の予算規模は8,561億円余となります。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○末松直洋委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

1ページをお願いします。

まず、令和6年度6月補正予算は、肉づけ予算として、知事マニフェスト「くまもと新時代を共に創る・県民への10の約束」の実現に向けて取り組む事業等に必要な予算を計上しております。

主な内容ですが、まず、(1)県民の命と暮らしを守るで、森林資源をフル活用した五木村振興と緑の流域治水、7,800万円、地下水の確実な保全、2,800万円でございます。

次に、(2)不転の決意で渋滞解消を実行で、内容は、幹線道路ネットワークの整備促進、71億円、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備の推進、2億2,500万円でございます。

次に、(3)安心して結婚、出産、子育てできる社会を実現で、内容は、周産期医療体制の強化、2,200万円、出産、子育てに対する支援の強化、1,000万円でございます。

次に、(4)日本一の健康長寿社会を実現で、内容は、新たな感染症への対策、1億8,800万円、サイバー犯罪対策の強化、2,900万

円でございます。

次に、(5)世界に伍する質の高い教育を実現で、内容は、県立高校の魅力化の推進、1,500万円でございます。

次に、(6)「食のみやこ熊本県」の創造で、内容は、配合飼料価格高騰対策、1億3,900万円、農林水産分野におけるDXの推進、4,900万円でございます。

次に、(7)県内全てにTSMC効果を波及、地域の課題、経済にコミットで、内容は、水俣病の教訓の後世への継承と水俣・芦北地域の振興、3,900万円、データ連携基盤活用等の推進、3,500万円でございます。

次に、2ページの(8)熊本経済のイノベーションを実現で、内容は、TSMC進出を契機とした経済交流の促進、7億7,000万円、くまモンを活用した取組、1億400万円でございます。

次に、(9)スポーツ、観光、文化芸術を戦略的に振興で、内容は、万博を契機とした地域活性化とインバウンド促進、1億200万円、公民連携によるスポーツ施設整備の検討、800万円でございます。

次に、(10)SDGs先進県としての責任ある「くまもと新時代」行政で、内容は、県有財産の有効活用、3,000万円でございます。

以上、御紹介した主な内容を含めまして、6月補正予算は854億円の増額補正となり、補正後の予算規模は8,561億4,800万円となります。

下段の表は、一般会計、特別会計及び企業会計、それぞれの補正の状況を記載しております。

3ページをお願いします。

3ページと4ページが歳入予算の内訳となっており、主に4ページの9の国庫支出金、12の繰入金、15の県債を活用しております。

また、所要の一般財源については、12の繰入金の基金繰入金で、財政調整用基金を活用しております。

また、10の財産収入には、テクノ・リサーチパークにおけるスタートアップ企業に対する支援拠点施設、UXイノベーションハブの整備に係る県有地の売払い収入4億4,300万円を含んでおります。

5ページをお願いします。

5ページと6ページが歳出予算の内訳で、一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

6月補正予算は以上でございます。

○末松直洋委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○清水広報グループ課長 広報グループでございます。

8ページをお願いします。

右の説明欄を御覧ください。

1の広報事業費のくまもと魅力発信事業は、首都圏を中心に、熊本のイメージアップにつなげる広報等に要する経費です。

2の広聴事業費の県民対話事業は、知事が直接行う県民との意見交換に要する経費です。

広報グループは以上です。

○鳥井くまモングループ課長 くまモングループでございます。

9ページをお願いします。

上段、計画調査費の右側説明欄をお願いします。

くまモン誕生祭の開催等、くまモンを活用したプロモーションに要する経費を計上しております。

続きまして、下段、商業総務費ですが、首都圏、関西圏、海外でのくまモンファン感謝祭の開催やくまモンランド化構想の推進に要する経費等、国内外におけるくまモンを活用したプロモーションに要する経費等を計上しております。

くまモングループは以上です。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

10ページをお願いいたします。

右側の説明欄をお願いいたします。

(1)の防災関係団体補助は、防災の関係団体、具体的には、熊本県防衛協会等の活動充実強化のための補助を行うもの、(2)の地域防災力強化事業は、自主防災組織を担う人材の育成を行うもので、具体的には、防災士を養成するための火の国防災塾の開催とそのスキルアップ研修を実施するもの、(3)の九州広域防災拠点強化整備事業は、本県が九州を支える広域防災拠点の役割を果たすため、南海トラフ地震を想定した広域応援訓練を実施するもの、(4)の防災DX推進事業は、デジタル技術を活用して防災対策を推進するもので、具体的には、内閣府の次期総合防災情報システムと本県の防災情報共有システムを接続するためのシステム改修と、視覚障害者の方や高齢者などが自分のスマートフォンを使ってハザードマップの情報を音声で聞き取れるようにするためのアプリの導入を行うものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

12ページをお願いします。

財政管理費の増額でございます。

右説明欄をお願いします。

説明欄1の災害基金積立金は、今後発生する災害への財政需要に備えるための積立てに伴う増額補正です。

説明欄2の県債管理基金積立金は、基金の積立てに要する経費の財源を措置するために交付された普通交付税の積立てに伴う増額補正です。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

13ページをお願いします。

諸費の増額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

有斐学舎運営費補助でございます。

これは、首都圏の大学で学ぶ県出身者のための学生寮有斐学舎に対する運営費助成でございます。

県政情報文書課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

14ページをお願いします。

説明欄を御覧ください。

財産利活用推進費のFM推進県有施設集約化事業は、熊本総合庁舎跡地及び熊本土木事務所跡地の利活用に向けた公募に必要な要件等の検討や水前寺2丁目宿舍の今後の在り方検討など、県有財産の有効活用策に係る調査検討に要する経費でございます。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

15ページをお願いします。

私学振興費の増額でございます。

説明欄の私学振興助成費についてですが、(1)の奨学のための給付金事業については、給付システムの更新に向けた検討に要する経費です。

(4)の国際教育支援事業については、海外進学・留学に総合的に対応できる支援体制に要する経費です。

(5)の未来教育事業については、東京大学との交流事業など、生徒の夢を応援する取組に要する経費です。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

16ページをお願いします。

上の表、説明欄1の市町村行政サービス維持向上支援事業は、先ほど主要事業で説明しました持続可能な行政サービスの提供体制の維持強化に取り組む市町村への交付金と研修会開催等の事務費となります。

次に、2の国庫支出金返納金は、令和4年度新型コロナ臨時交付金を活用し、市町村の取組を支援しましたが、事業実績額確定に伴い、過大交付分を国庫に返還するものです。

下の表は、市町村振興資金貸付事業特別会計となります。

一般会計繰出金は、上の表の市町村行政サービス維持向上支援事業のうち、市町村交付金に充当するために繰り出すものです。

市町村課は以上でございます。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

17ページをお願いいたします。

説明欄の(1)消防事業は、防火・防災意識の普及啓発や消防団活動の強化を行う熊本県消防協会に対し助成を行うものです。

次の消防体制強化推進事業は、消防本部の消防指令共同化を支援するため、消防救急デジタル無線の最適化の検討、調査に要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。

○花房税務課長 税務課です。

18ページをお願いします。

上段の税務総務費は、租税教育などに取り組んでいる県の納税貯蓄組合連合会への助成でございます。

下段の賦課徴収費は、家屋評価システムの運営管理に係る経費です。

このシステムは、県の不動産取得税あるいは市町村の固定資産税、これらの算定基礎となる建物の評価額を円滑に算出するものでございます。

税務課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

資料20ページをお願いいたします。

1番の開発促進費の地域プロジェクトアドバイザー委託事業は、交流人口の拡大や地域経済活性化等に取り組むため実施しておりますアドバイザー設置に要する経費でございます。

2の企画推進費の(1)県民生活等に係る調査事業は、県民の生活等に係る意識調査に要する経費です。

(2)の地方創生推進事業は、熊本県地方創生会議の開催や地方創生の施策の評価等に要する経費です。

(3)の国際教育環境整備推進事業は、県内教育機関における外国籍の子供の受入れ体制整備に要する経費です。

(4)の公民連携によるスポーツ施設整備検討事業は、新規事業であり、老朽化が進む県内のスポーツ施設について、民間事業者主体を含めた整備手法等の検討に要する経費です。

最後の3番、世界チャレンジ支援基金積立金は、若手芸術家、学生などの海外進出を支援する基金への積立てとなります。

企画課は以上になります。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

21ページをお願いいたします。

計画調査費の増額を計上いたしております。

右側説明欄を御覧ください。

1、開発促進費の水俣・芦北地域振興計画推進事業は、水俣・芦北地域振興計画の推進に要する経費です。

2、企画推進費の(1)大阪・関西万博阿蘇草原維持再生普及啓発事業は、万博出展を契機として、阿蘇草原の維持の普及啓発を図る

ために要する経費です。

(2)地域未来創造事業は、市町村との連携を強化し、地域ごとの個性ある経済振興の推進を図ることを目的とした地域未来創造会議を開催するための経費です。

地域未来創造会議につきましては、別添資料で補足説明させていただきます。

右上に、「総務常任委員会 議案第1号参考資料」と記載している資料をお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

県では、市町村との連携を強化し、地域ごとの個性ある経済振興を推進していくことが重要と考えております。このため、地域未来創造会議を設置し、地域の未来像を共に描き、地域振興等を推進してまいりたいと考えております。

資料左側を御覧ください。

会議の設置目的は「知事と市町村長等が地域の未来像を描き、その実現に向けて」「連携して取組みを進める。」としております。

会議体の機能としましては、「地域の未来像を描く」、それから「地域の未来像実現に向けた取組み」「広域本部・地域振興局と市町村の連携の更なる強化」としております。

地域の未来像は、おおむね10年後における地域のありたい姿と定義しておりまして、市町村長の皆様と知事で意見交換し、描いてまいりたいと考えているところです。その上で、連携しながら取組を推進し、未来像の実現に努めてまいります。

こうした会議の在り方につきましても、市町村の御意見を聴きながら会議を組み立ててまいりたいと考えております。

資料の右側には、今後の進め方を記載しておりますが、会議の正式な立ち上げの前に、7月から8月にかけて各地域振興局で準備会議を開催したいと考えています。

市町村長の皆様や地元の県議会議員の皆様にご出席いただき、県からは、副知事をトッ

プに、会議に期待するものやその内容等について、しっかりと御意見をお伺いしたいと考えているところです。

準備会議でいただきました御意見を基に調整をいたしまして、9月頃から、知事出席の下、地域未来創造会議を県内各地で順次開催し、地域の皆様と前向きな議論を重ね、一緒に地域の未来像を描いてまいりたいと考えているところでございます。

資料の21ページにお戻りください。

(3)の阿蘇草原再生事業は、阿蘇の草原再生に向けた野焼き再開支援等に要する経費です。

(5)移住定住加速化事業は、本県へ移住、定住を加速化させる事業に要する経費です。

22ページ、上段の(6)持続可能な草原維持システム構築推進事業は、草原維持のための担い手確保や野焼きの作業省力化を図る取組に要する経費です。

(7)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、第七次水俣・芦北地域振興計画における重点施策の課題解決の推進に要する経費です。

地域振興課は以上です。

○佐方文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

23ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

1、文化企画推進費の大阪・関西万博用「阿蘇」広報ツール作成事業は、万博出展を契機として、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた普及啓発に要する経費です。

次に、(6)くまもと文化魅力発信事業につきましては、熊本の伝統文化等を伝える多言語の小冊子の制作、配布に要する経費です。

2、県立劇場費の県立劇場施設整備費は、県立劇場の駐車場の駐車マスの拡大や舗装等

の改修工事を行うための測量、設計等に要する経費です。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

24ページをお願いいたします。

右の説明欄をお願いいたします。

1、交通整備促進費の(1)肥薩おれんじ鉄道関連事業は、国の社会資本整備総合交付金の活用も視野に、肥薩おれんじ鉄道の事業再構築計画策定に向けた調査に要する経費等を、(2)の地域交通企画調整事業では、公共交通利用促進の機運醸成、J R肥薩線の鉄道復旧のための調査検討、九州M a a Sの取組推進、バス事業者等の交通系決済サービス環境整備への支援に要する経費などをお願いしております。

次に、2、空港整備促進費の(1)阿蘇くまもと空港関連事業は、空港の直轄事業負担金や国際線の誘致、利用促進等に要する経費を、(2)の地域航空推進事業では、天草エアラインのD X推進のための支援に要する経費等をお願いしております。

交通政策課は以上です。

○猪原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

25ページをお願いいたします。

右の説明欄を御覧ください。

空港整備促進費といたしまして、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備に向けた調査に要する経費をお願いしております。

次に、下段の債務負担行為についてでございます。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査業務は、鉄道の概略設計調査に2か年を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課です。

26ページをお願いします。

右の説明欄を御覧ください。

1の行政デジタル化推進事業は、市町村のデジタル化を推進するための職員研修等を行うものですが、今年度、新たにトップセミナーを開催したいと考えており、これらに要する経費でございます。

(2)のくまもとDXグランドデザイン推進事業は、DX推進に向けた企業等の連携、マッチングに係る商談会の開催、民間DX人材の育成セミナーの開催などに要する経費でございます。

(3)のデータ連携基盤構築等推進事業は、データ連携基盤のデータ拡充や企業等からの公募による地域課題解決に向けたデータ活用事業の創出に要する経費でございます。

デジタル戦略推進課は以上です。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課です。

27ページをお願いいたします。

人事管理費で増額補正をお願いしています。

右の説明欄を御覧ください。

(1)のICTを活用した働き方改革等推進事業は、デジタルを活用した業務効率化の推進や新たな働き方に対応した環境整備等に要する経費、具体的には、職員自身が簡易なシステムをつくることのできるノーコードツールの導入、活用推進などに関する経費でございます。

(2)の行政情報化推進費は、デジタルを活用した業務効率化に向けた庁内で実施する職員研修に要する経費でございます。

次に、計画調査費でございますが、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、次期庁内情報基盤への移行に向けた検討に要する

経費でございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

28ページをお願いいたします。

計画調査費について、2,200万円余を計上しております。

右側の説明欄1の企画推進費、(1)は、県立施設を核とした五木村振興の推進に要する経費でございます。

(2)は、球磨川リバーミュージアム構想の推進に要する経費でございます。

2は、球磨川流域復興基金に係る運用利息を積み立てるものでございます。

球磨川流域復興局は以上でございます。

○川上会計課長 会計課でございます。

30ページをお願いいたします。

会計管理費の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

県が行う各種支払いの際に発生する指定金融機関の振込に要する経費を、公金振込事務手数料として負担するものでございます。

続いて、債務負担行為の変更でございます。

内容は、主要事業でも御説明いたしました新たな総合財務会計システムにつきまして、3月に総合評価一般競争入札を行いました。落札者なしという結果となりましたので、仕様やスケジュール等を見直した上で再入札を行う必要が生じたため、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

会計課は以上でございます。

○本田議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料32ページをお願いいたします。

事務局費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費確定に伴います国庫支出金返納に要する経費でございます。

議会事務局は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

33ページをお願いします。

第5号議案、熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

37ページの条例案の概要で御説明します。

1、条例改正の趣旨としましては、国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額等の見直しを行うものでございます。

2、改正する条例は、今回、(1)から(3)までの関係する条例3本を一括して改正いたします。

3、主な改正内容は、国に準じて公共土木施設災害応急作業手当の支給対象及び手当の額と災害警備等作業に係る手当の額を見直すものでございます。

4の施行期日は、公布の日から施行し、令和6年1月1日に遡って適用することとしております。

続きまして、38ページをお願いします。

第6号議案、熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

40ページの条例案の概要で御説明いたします。お開きください。

1、条例改正の趣旨としましては、地方自治法等の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2、主な改正内容は、アからオまでの5本の関係条例の規定における条ずれを整理するものでございます。

3、施行期日は、公布の日からとしております。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

41ページをお願いします。

議案第7号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

44ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、大麻取締法等の一部改正に伴い、手数料の規定を整理するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

(1)の大麻取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理についてですが、これまで大麻草の栽培免許は、神事、祭り事で使用するしめ縄などに利用するために交付されてきました。一方で、海外では、医薬品やバイオプラスチックとして使用する方法など、活用方法が多様化しています。

大麻取締法の改正により、大麻草の活用方法の多様化への対応が図られ、大麻の栽培に関する免許が、目的に応じて2種類に区分されます。

具体的には、衣服や化粧品など、大麻草から製造される製品の原材料として栽培する第1種免許と医薬品の原料を採取する目的で栽培する第2種免許の区分が設定されます。

手数料条例では、免許交付手数料が規定されておりますが、今回、免許の区分に応じて2種類に再設定するものでございます。

(2)の政治資金規正法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理についてですが、政治資金法において、政治団体の会計責任者は、都道府県の選挙管理委員会に収支報告書を毎年提出することが義務づけられています。

収支報告書が提出されてから3年間は、誰でも開示請求が可能であり、その方法は、閲覧または写しの方法で行うこととされておりますが、今回の政令改正により、写しの方法のうちフロッピーディスクによる方法がなくなりました。

手数料条例では、写しの方法による場合の請求手数料が規定されていますが、そのフロッピーディスクによる方法の請求手数料の規定を削除するものです。

3の施行期日については、大麻取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理については2段階に分かれており、1段階目は、改正法の施行日から1年を超えない範囲で政令で定める日、2段階目は、改正法の施行日から2年を超えない範囲で政令で定める日としています。

また、政治資金法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整理については、公布の日としています。

最後の4のその他について、今回、手数料条例の改正に伴い、所要の経過措置を定めるほか、併せて収入証紙条例の関係規定も整理します。

以上でございます。

○花房税務課長 税務課です。

45ページをお願いします。

第8号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

50ページの条例案の概要で御説明します。

1、条例改正の趣旨です。

国の令和6年税制改正に伴い、地方税法等が一部改正されましたので、関係規定の整備を行います。

2の主な改正内容です。

まず、(1)のア、法人事業税です。

外形標準課税の対象法人は、現行の資本金1億円超に加え、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計が10億円を超える場合はその対象となります。

(2)のア、個人県民税です。

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された寄附金が、寄附控除の対象になります。こうした税制上の措置で民間の金融資産を地域のために

生かす、こういった制度の活用拡大が見込まれます。

次のイ、法人事業税です。

(ア)は、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子会社であれば、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計が2億円を超えれば、外形標準課税の対象になるというものです。

また、(イ)は、特別事業再編計画に基づく株式交換等の措置のケースです。

国の施策に沿って、競争力強化のために合併などを進めるような事例ですが、この場合は、(1)のアで説明したようなケースであっても、準備期間などを考慮し、5年間は外形標準課税の対象外となります。こうした内容に沿い、県税条例の各規定を整備するものです。

3の施行期日は、それぞれここに記載の期日となります。

続いて、51ページをお願いします。

第9号議案、熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

52ページの条例案の概要で御説明します。

1の条例改正の趣旨は、地域再生法に係る省令が一部改正されましたので、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容ですが、進出企業には、地域再生法に沿って、事務所などの特定業務施設に係る不動産取得税について、課税免除等の措置を講じておりますが、こうした施設に併設される特定業務児童福祉施設、いわゆる従業員のための子育て施設でございますが、この部分も課税免除等の対象とするものです。

3の施行期日は、公布の日でございます。

税務課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

53ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

1段目の県庁舎維持補修費ですが、県庁舎の熱源機器や駐車場ファンの更新工事等において、必要な資材等の納入に時間を要したこと等により繰り越したものでございます。

2段目の県庁舎等施設LED導入事業費、3段目の総合庁舎等施設整備事業費ですが、宇城総合庁舎のLED照明や空調設備等更新工事等において、必要な資材等の納入に時間を要したことにより繰り越したものでございます。

4段目の財産利活用推進事業費につきましては、県有施設の長寿命化保全計画の策定について、令和5年度から6年度の2か年の債務設定による業務委託であり、繰り越したものでございます。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

54ページをお願いします。

物価高騰対策事業費は、物価高騰による光熱費の高騰分に対する補助を行うものですが、補助対象期間の延長により年度内の申請給付が完了しないため、繰り越して今年度実施するものです。

私学振興課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

55ページをお願いします。

1段目の熊本地震復興基金交付金事業費、2段目の物価高騰対応生活者支援交付金事業費、3段目の県知事選挙費は、いずれも市町村に対する交付金ですが、令和5年度内に事業が完了しない市町村もあるため、繰越しをお願いするものです。

市町村課は以上でございます。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

す。

56ページをお願いいたします。

市町村等消防施設整備補助事業は、市町村が購入する消防車両の発注に不測の日数を要したことにより、年度内の市町村の事業完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

次の消防学校教育訓練機能強化事業費は、消防学校の校舎及び宿舍の設計に係る各種手続に不測の日数を要したことにより、年度内の実施が困難となったことから、事務費の一部を繰り越すものでございます。

消防保安課は以上でございます。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

57ページをお願いいたします。

令和5年度の繰越明許費について御報告いたします。

1段目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備等を行う渚造成事業等について、建設資材の入手困難等により、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

2段目の阿蘇草原再生事業費は、野焼きの再開と後継者育成の支援を行うもの、3段目の草原維持システム構築推進事業費は、野焼きの省力化を図るもので、当初本年2月から3月中旬に予定されていた各牧野の火入れが、天候不良により年度内の事業完了が困難となったため、それぞれ繰り越したものでございます。

4段目の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業費は、各市町が実施する事業等について、建設資材の入手困難等により年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

5段目の被災住宅移転促進宅地整備受託事業費は、県が球磨村から受託して実施する同

村渡地区における宅地整備等について、同村が活用する国庫補助事業に必要な国の手続に想定以上の期間を要したこと等により年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

地域振興課は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

58ページをお願いします。

4件ございます。

まず、地方公共交通対策事業費については、南阿蘇鉄道の施設等整備の支援で、昨年度2月補正予算に計上し、年度内の完了が困難なため、繰越しを行ったものでございます。

次の地域交通燃料価格高騰対策事業費については、昨年12月補正予算に計上し、国の支援に合わせまして対象期間を今年の4月までとしておりましたので、繰越しを行ったものでございます。

次の阿蘇くまもと空港拠点性向上事業費につきましては、熊本国際空港株式会社が行う貨物上屋設備に係る関係機関との事前調整等に不測の期間を要したため、繰越しを行ったものでございます。

最後に、くま川鉄道災害復旧費については、橋梁関係の工事について、関係機関との協議、許認可等に不測の日数を要したため、繰越しを行ったものでございます。

交通政策課は以上です。

○猪原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

59ページをお願いします。

まず、県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業費につきましては、実証事業を踏まえた対応策パッケージ化の協議に想定以上の時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

次の阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業費につきましては、関係機関等と協議、調整の上実施する必要がありますが、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○本田議会事務局次長 議会事務局でございます。

60ページをお願いいたします。

令和5年度及び令和6年度におきまして、議会棟本館内部改修工事を実施しておりますが、一部工事の入札不調によりまして業者決定に時間を要し、令和5年度契約分の年度内の完了が困難となりましたために、翌年度へ繰り越したものでございます。

議会事務局は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

61ページをお願いします。

報告第11号、専決処分の報告でございます。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定を5月31日に専決しましたので、その概要を地方自治法第180条第1項の規定により報告いたします。

説明は、62ページをお願いします。

事故の概要としましては、令和6年4月1日、八代市内で発生した事故となります。

6の事故の状況を御覧いただくと、県南広域本部の職員が、八代市役所において公用車を駐車しようとした際に、確認が不十分だったため、駐車中の車両に衝突したものです。

4の過失割合は、県が100%、5の県の損害賠償額は21万8,000円余で、相手方と和解が成立しております。

県南広域本部では、交通安全に係る週2回の庁内放送や警察署による交通安全講話を実施していましたが、事故直後も、事故情報について幹部会議で共有した上で全職員へメー

ルを送信するなど、交通安全の啓発を行っております。

引き続き、市町村課も含め、職員の交通事故、交通違反防止の徹底を図ってまいります。

市町村課は以上でございます。

○末松直洋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

○岩下栄一委員 13ページです。県政情報文書課。

有斐学舎の運営費補助が若干載っておりますけれども、有斐学舎は、昨年の暮れに火災を出して、半焼してほとんど住めない状態で、他の施設を借りて学生たちはそこに居住していると聞いています。

そこで、保険に入っていて、保険金が大分出たからよかったものの、何もなかならもっと大変なことになっていたなど。

それで、有斐学舎は、御存じの方は御存じ、御存じない方は御存じないけれども、多くの人材を輩出した県出身学生の寮であります。長期的にやっぱりしっかりした計画を立てていったほうがいいんじゃないかなと。今、どっかの予備校か何かの寮を何年契約かで前借りして、そこにみんな住んでいるらしいけれども、今後の見通しですたいね、有斐学舎の。年に少しずつお金を補助してもどうしようもないので、将来展望をつくっていただいたらいいかなと思っております。これについて、どうですかね。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

今岩下委員からございましたように、有斐学舎の所有しております寮は、昨年12月中旬

に火災が発生しまして、4階建ての3階部分がかんりの被害、生じました。

このため、ちょっと場所を移しまして、埼玉県志木市にあったものを東京都小平市ということで、時間的には東京都心部まで30分から40分程度でございます。民間の元社員寮だったところを、1棟丸々、やはり同じ4階建ての建物を借りて、現在、学生を住まわせて運営されているところでございます。

ただ、委員がおっしゃいましたように、その寮につきましても、民間の方が所有するところでございますので、その寮を借り上げるために、費用が毎年2,000万ほどかかる状況でございます。

ただ、当分の間は、先ほどおっしゃいましたように、保険金が出ておりますので、数年間はその保険金で賄えますが、長期的には、寮を借り続けるということになると、費用が圧迫してまいりますので、これにつきましては、現在、埼玉県に保有されております不動産、土地、建物がありますが、これを売却、今後の利活用を含めてどうするかといったことも含めて、ここ出身の役員の方等で現在検討中ございまして、県政情報文書課とそれから東京事務所長が理事になっておりますので、情報交換や協議等を行いながら対応を考えているところでございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

青雲の志を抱いて上京して、学ぼうと思っただけで有斐学舎に入ったんですね。その学生が、将来不安を持つことがないように、ぜひよりよき解決策で御支援をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○幸村香代子委員 21ページの企画推進費であります大阪・関西万博阿蘇草原で予算が組まれているんですけども、この事業の経緯と内容についてお願いをいたします。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

大阪・関西万博阿蘇草原再生事業につきましては、万博の自治体の出展申込みがございまして、今現在調整中でございますけれども、阿蘇草原維持再生と、それから関連します阿蘇の世界遺産の取組、それから観光事業の取組ということで、一連で事業を推進しているところの一つで、今、デジ田交付金を活用しまして申請するというので、連携して取り組んでおります。

私たちがやっております大阪・関西万博阿蘇草原維持再生普及啓発事業につきましては、野焼きを体験できるVRですとか、今回、隈研吾さん設計で、それから小山薫堂さんが監修なさっている食のブースがカヤを使われるということで、カヤを使いましたオブジェの作製とPRグッズの作製を今予定しているところでございます。そういったことで、連携しながら取組を進めておりますけれども、以上でございます。

○幸村香代子委員 ということは、各自治体のところに出展しないかというふうなお話があって、熊本としては、それに申込みをしようと思っていると。ということは、ある一定の熊本ブースというか、そういった面積があるというイメージでいいんですかね。

○小川企画課長 企画課です。

今、地域振興課長から、具体の当県で考えている展示の内容の説明をいたしました、全体のその万博の出展の調整等は企画課でしておりますので、私から答えさせていただきます。

今委員おっしゃったとおり、万博は、イメージしやすい、いわゆるパビリオンと言われるような常設の展示館のほかに、万博のその事務局、開催側が用意する会場等を一定期間

貸し切って、それぞれの自治体ですとか、そういったところでイベントですとか、そういったものをやらないかという打診が、おっしゃるとおりありまして、それに対して熊本県でも現在出展を検討している状況です。

ただ、具体のそのブースの広さですとか、どういったものにするかというのは、今まさに検討、調整中ございまして、今ちょっとこの委員会の場で詳細まではまだ御説明が難しい状況にはなるんですが、先ほども地域振興課長申し上げましたとおり、当県、阿蘇の世界遺産の関係もございまして、そういったものを世界からいらっしゃる方々にPRできるような場をつくっていきたくて現時点では考えております。

以上です。

○幸村香代子委員 本来なら、非常に何かと物議を醸しているこの万博ですので、それに出展するに当たっては、やはり詳細な資料であるとか説明であるとかが欲しかったなというふうには思います。

この金額が妥当であるのかどうかというのも、ちょっと今回精査できませんし、また、その後広告ツールの予算も2,400万ほど組まれておりますけれども、この中身についても、非常に精査がしにくいというようなものであったかなというふうに思います。

まだ事前に御説明があればよかったんですが、すみません、私のところの情報としては、今日というか、今回の議会で出た内容だものですから、非常に、先ほどお話ししましたように、大阪・関西万博についていろいろな情報がある中で、熊本がここに出展することが、本当に、先ほどの説明どおりに、非常に効果が出てくればいい、また、費用対効果も含めてあればいいなというふうに思いますけれども、もう少し情報欲しかったなというふうに思います。

以上です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○幸村香代子委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。
なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第5号から第9号まで、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することにしました。

次に、今回付託された請第18号を議題といたします。

請第18号については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略します。

請第18号について、何か御意見はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、採決に入ります。

○幸村香代子委員 すみません。ないと思わなかった。

○末松直洋委員長 はい。幸村委員。

○幸村香代子委員 すみません。先ほど提出者の趣旨説明もありましたけれども、非常に時代の流れとしては、今、本当に男女共同参

画であるとか、女性の働き方についても、扶養内ではなくてというふうな、非常に自立した働き方が求められる時代にきています。

それなのに、やはり、ここにありますように、事業主の配偶者、それがやはりその対価の支払いが経費に認められないということであるとか、やはり86万円、また、家族が50万円というところで、本当にこういったふうな働き方でいいのか、こういったふうな処遇でいいのかというのは、本当に社会的な、また世界的な問題であるというふうに思っています。

先ほどの趣旨説明にあったように、非常に不利益を被っているというようなこともありますので、非常にやはりこれの撤廃については、今やらないと、今の時代の流れの中できちんとこれについては、熊本県としても撤廃に向けての意見書を提出するべきであろうなというふうに思います。

以上です。

○末松直洋委員長 何か執行部からの……要望でよろしいでしょうか。

○幸村香代子委員 意見で。

○末松直洋委員長 それでは、採決に入ります。

請第18号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 採択、不採択の両方の意見がありますので、採択についてお諮りします。

請第18号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○末松直洋委員長 挙手少数と認めます。よって、請第18号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

総務常任委員会報告資料、①特定利用空港・港湾指定に係る国の関係市町村説明会についてをお願いいたします。

上段、1の特定利用空港・港湾指定の概要でございますが、この取組は、自衛隊、海上保安庁が、国民保護や大規模災害等の緊急性が高い場合をや訓練等、民間の空港、港湾を円滑、迅速に利用できるよう、国が特定利用空港・港湾に指定し、民生利用を主としつつ、艦船、航空機の利用にも資するよう必要な整備等の促進を図るものです。

表にありますように、本年4月1日に、全国で5つの空港と11の港湾が国において指定されており、本県のほか、幾つかの県の空港、港湾においても協議が行われております。

下段、2の国から県及び関係市町村への説明等の(1)これまでの経緯についてでございますが、昨年10月、11月に国から本県に概要説明があり、その中で、熊本空港、熊本港及び八代港を対象施設として検討している旨、説明を受けております。

本県からは、この取組の理解を得るため

に、これまで国に対して丁寧な説明を求めてきました。その一環として、去る6月12日と13日に、国から関係市町村に説明会が開催されております。

裏面をお願いいたします。

その関係市町村説明会でございますが、6月12日は、対面方式で、熊本市の副市長、八代市長、大津町長及び西原村長に、6月13日は、ウェブ方式で菊陽町長及び益城町長に対して、それぞれ国の各省庁の担当課長から説明がっております。

3の概要の1)に、国の説明内容を記載いたしております。

次ページ以降に、実際に国が説明した資料を添付いたしておりますが、国からは、冒頭申し上げましたように、この取組は、自衛隊、海上保安庁が、国民保護や大規模災害等の緊急性が高い場合や訓練等に、民間の空港、港湾を円滑、迅速に利用できるよう、国が特定利用空港・港湾に指定し、民生利用を主としつつ、艦船、航空機の利用にも資するよう必要な整備等の促進を図るもので、武力攻撃事態や武力攻撃予測事態のいわゆる有事における取組でないこと、熊本空港、熊本港及び八代港を指定したいと考えており、地元自治体の理解を得た上で進めたい、指定後には、関係者間の連絡調整体制を構築し、具体的運営のための意見交換を行うなどの説明がございました。

2)に、関係市町村からの意見を記載しておりますが、住民の不安払拭のための丁寧な説明や正確かつ迅速な情報提供、訓練の際の事故防止、騒音等の対策について意見があり、指定そのものについての反対意見はございませんでした。

県からも、地元の理解を深めるための取組を継続的に行ってもらいたいとの意見を申し上げたところです。

これら関係市町村及び県からの意見につきましては、国から対応していくとの回答がご

ございました。

最後に、(3)今後の県の対応についてでございますが、関係市町村の御意見を伺いながら、引き続き国に対して丁寧な説明を求めていくことといたしております。

危機管理防災課は以上です。

○寺本人事課長 人事課でございます。

報告資料2をお願いいたします。

熊本県職員の定員管理の基本方針について御報告させていただきます。

令和2年度に策定した熊本県職員の定員管理の基本方針について、次期方針を策定する時期を迎えたことから、6月末に新たな基本方針を策定いたしました。

まず、1の趣旨でございます。

今後の人口減少社会を見据え、簡素で効率的な行政体制を目指していくことは普遍的な課題でございますが、一方で、災害業務等が徐々に収束していく中、半導体関連産業の集積などに伴う新たな行政需要に対応するため、必要な人員体制の確保が必要となります。

このような状況を踏まえまして、デジタルを活用した業務の効率化なども推進しながら、計画的な定員管理と人員の確保を進めてまいります。

次に、2の定員管理の方針を御覧ください。

今後4年間の職員の目標数については、令和6年度の実績数、中ほどの表の一番左側に4,151人とございますが、この数字を維持するのではなく、令和2年度に策定した定員管理方針で目標としておりました職員数4,229人を維持させることとしており、職員数は現在から約80人ほど増加することとなります。

また、定員引上げ期間中も、定年退職のある年度とない年度の採用数を平準化し、新採職員を継続的に確保していく方針でございます。

今後も、多様な手法による人員体制の確保、事務事業の見直しやデジタルを活用した業務効率化にしっかりと取り組んでまいります。

人事課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

右上に報告資料③と書かれているものをお願いいたします。

次期基本方針と総合戦略の策定についてになります。

まず、基本方針は、県政運営における最上位計画でありまして、県行政に係る基本的な計画であるため、議会の議決を要するものになります。一般には、総合計画などと呼ばれているものになります。

一方、総合戦略につきましては、地方創生関連の施策を中心に、基本方針に沿った具体的な取組等を取りまとめたものになっておりまして、まち・ひと・しごと創生法ですとかデジタル田園都市国家構想総合戦略、これらを踏まえ、各自治体で策定をするものになっております。

本県では、これらを知事の任期に合わせて4年ごとに策定をしております。次期基本方針、総合戦略につきましても、期間を4年間と設定した上で、本年12月をめどに策定をしてみたいと考えております。

次のページをお願いいたします。

骨子案について御説明をいたします。

木村知事の Manifesto には、10個の公約が掲げられておりますが、それをベースに4つの柱を立てております。

まず、県政運営をしていく上で、最も基本的かつ重要な防災ですとか、医療、介護、福祉、防犯、これらの対策等につきまして、「県民の命、健康、安全・安心を守る」として、全ての柱の土台におきまして、以降、「子どもたちが笑顔で育つ熊本」「世界に開かれた活力あふれる熊本」「いつまでも続く豊か

な熊本」の4つの柱で構成したいと考えております。

また、これらの4つの柱とは別に、水俣病問題の対応と緑の流域治水の推進を本県の最重要課題として記載したいと考えております。

次のページをお願いいたします。

策定のプロセスについてになります。

外部有識者からの意見聴取として、本県では、地方創生の実現に向けまして、産業界、市町村など30の団体で構成をされます県の地方創生会議というものが設置されておりました、これまでもこの会議を通じて基本方針や総合戦略の策定等について御意見をいただいていたところになります。

今回、木村知事の新体制の下、この県の地方創生会議による大所高所からの御意見に加えまして、資料②にありますワーキンググループを設置しております。

このワーキンググループ設置に当たり、木村知事の Manifesto にある10個の分野を中心に、それぞれの分野の第一線で御活躍をされている方々13名を選出しております。

去る6月12日に第1回目の会議を公開で開催をし、自由闊達かつ建設的な御意見を多数いただいたところです。

今後、県の地方創生会議とこのワーキンググループでいただいた御意見も踏まえながら、パブリックコメントに向けて草案を策定してまいりたいと考えております。

このほか、こども未来創造会議ですとか、本日説明がありました地域未来創造会議、また、お出かけ知事室等、様々な会議と連携をしながら、県民の皆様とともに対話を重ね、そこで出た御意見や情報等を必要に応じて随時反映させてまいりたいと考えております。

最後のページになります。

策定に向けたスケジュールについてでございます。

今後、県の地方創生会議やワーキンググル

ープでの意見交換を重ねまして、9月の会議でパブリックコメントに向けた素案の御説明をし、10月をめぐりにパブリックコメントを実施、そして、12月の会議で最終案をお示しし、御説明をしてみたいと考えております。

企画課からは以上になります。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

恐れ入ります。A3サイズの報告資料④をお願いいたします。

天草エアライン中期経営計画の改定について御説明をいたします。

この計画は、持続可能な航空会社への成長とコロナからの脱却を目指し、令和3年5月に策定をいたしました。

右側、4番の欄に記載しておりますが、令和3年から7年度の5か年計画で、令和5年度に中間見直しを行うこととしておりました。

今回の見直しでございます。

ポイントといたしましては、1の利用状況及び経営状況として、コロナからの利用者の回復が十分ではなく、加えて燃油、物価高騰による影響を受けたことから、数値目標についても、現状を踏まえて、令和7年度までの目標値を設定しております。

真ん中、3の課題、対応方針として、新たな項目といたしまして、デジタル化、いわゆるDX推進による課題解決や経営体質の改善を図るとともに、地域航空事業者の新たな連携組織であるEAS、地域航空サービスアライアンス協議会による協業、効率化の取組を進めることとしております。

その下、5番の経営課題の認識といたしまして、新たにDX導入による課題解決、あるいは現行機体導入から8年を経過したことから、次期の更新に向けた準備や情報収集等についても着手する必要があるとしておりま

す。

最後に、6の重点取組の例として、DX推進のためのシステム導入や体制整備、欠航数を削減するための予防的対応や対処方法のマニュアル化等に取り組んでまいります。

また、あわせまして、人材定着のための労働環境の改善や採用強化にも努めてまいります。

報告事項4、天草エアラインの中期経営計画の改定については以上でございます。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に「報告資料⑤」と記載の緑の流域治水の推進と五木村、相良村の振興についての資料をお願いいたします。

本件については、明日の建設常任委員会にも同様に御報告させていただきます。

1、緑の流域治水についてでございます。

まず、新たな流水型ダムに関し、国が進めている法と同等の環境アセス手続は、現在、4段階中3段階目の準備レポートが今日公表されております。

県は、4月12日、準備レポートに対する知事意見を述べ、その後、5月21日、国の委員会が開催され、提出した知事意見に全て対応する予定との九州地方整備局の見解が示されたところです。

今後、知事意見や一般意見等を踏まえ、最終段階となる評価レポートが公表される予定です。

続いて、球磨川流域治水協議会についてです。

5月28日、第9回協議会を開催し、国、県、流域市町村から、流域治水プロジェクトの取組状況を報告しました。

引き続き、流域全体の総合力で安全、安心を実現していく緑の流域治水を進めてまいります。

続いて、今回初めての取組となるくまもと

防災ウィークについてです。

昨日、6月30日から今週土曜日、7月6日まで、創造的復興の進捗状況や緑の流域治水の発信に取り組みます。今週木曜日、7月4日には、第14回復旧・復興本部会議を開催いたします。

令和2年7月豪雨から4年となります。さらなる防災意識の向上のため、引き続き豪雨災害の教訓の発信に努めてまいります。

資料の裏面を御覧ください。

県による河川整備の状況でございます。

球磨川水系の県管理河川では、令和2年7月豪雨以降、出水期前までに毎年の堆積土砂の撤去を行っております。そのほかにも、河川改修、宅地かさ上げなどを着実に進めておるところでございます。

2、五木村、相良村の振興についてでございます。

木村知事は、4月18日、知事就任後最初に五木村と相良村を訪問し、五木村の木下村長、岡本議長、それから、相良村の吉松村長、黒木議長等から御意見を伺いました。

知事は、ぶれずにしっかりと両村の課題や村民の方々の思いに寄り添っていくことが私の貫いていくべき姿勢と、両村の振興にかける決意を示されました。

最近の両村の動きについてですが、まず、五木村では、4月21日、村民集會が開催され、村長は、流水型ダムを前提とした村づくりに向けて、新たなスタートラインに立つと表明されました。その後、5月27日、村長及び村議會在知事を訪問され、流水型ダムを前提とした地域振興に関する要望書を提出されました。

続いて、相良村では、4月18日の知事訪問時、村長から、緑の流域治水は、国、県、流域市町村の総意として進められているとの認識を示され、国、県に対して、村民への説明を求められました。

そこで、おとといの6月29日と昨日30日、

村内4地域で開催された村民説明会において、九州地方整備局及び県から、流水型ダムを含む河川整備の説明を行いました。

今後とも、国、五木村、相良村と一体となって、両村の振興を推進してまいります。

報告は以上でございます。

○末松直洋委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○松田三郎委員 昼過ぎて腹が減っていらっしゃる方も多いと思いますが、職員の定員管理について、人事課長、ちょっとお尋ねしたいと思います。

御説明がありました基本方針自体については、別に反対するところはございません。この説明の中を見ながら、ちょっと関連して1つお尋ねがございます。

地方公務員も、今60歳定年が61、もうすぐ62で、数年後には65歳ぐらいまで引き上げられる。一方、いわゆる役職定年というのは、熊本県庁の場合は60歳というのを伺っております。

これは、たまたま先日テレビを見ておりましたら、どちらかという大手だと思えますが、民間の企業がかつて同じように60歳の役職定年を採用していたけれども、少しずつそれを引き上げるなり、撤廃するなりという動きが結構見られるというような、まあどれぐらいの数か、割合かというのは忘れちゃったけれども、そういう傾向にあるらしいと。

考えてみると、定年の年齢自体は65になるけれども、このまま60歳で役職定年ということになると、かつてのというか、今の時点でのこの制度を維持した場合のプラスマイナス、あるいは仮に、撤廃なり引き上げた場合のプラスマイナスと、いろいろあるのかなと

私なりに考えておりました。

そこで、前提として、これを例えば、60歳を少しずつ逆に65に近づけて上げていくとかというのは、熊本県独自でできる事柄なのかどうか。それが、例えば法律で決まっているとか、あるいは条例で決まっているとか、あるいは慣例なり、通知なりと、どの強さのレベルなのかと。いわゆる、熊本県独自でやろうと思えばできるのかどうかというのを、まず1点、最初にお伺いしたいと思います。

○寺本人事課長 人事課でございます。

役職定年制度は、定年引上げと同時に設けられた制度でございまして、組織の新陳代謝と公務能率の維持を目的としてスタートしております。この制度、地方公務員法に規定がございまして、それを受けて条例にうたっております。

地方公務員法の中には、実は、国及びほかの地方公共団体の職員との間に権衡を失しないようにしなければならないという規定がございまして、本県におきましても、国家公務員等の権衡を考慮して国と同じ制度にしているところでございます。

そういった意味では、法律のほうにそういった権衡を見なさいというような規定がございまして、県独自で制度を設けるといってはなかなか厳しい状況でございます。

○松田三郎委員 その国と地方の権衡、まあ権衡というぐらい抽象的なことでしょうか。例えば熊本県やりますと言った場合に、国が、いやいや、そりゃ——事実上ですね。それは熊本だけやるのはやめてくださいよと言われそうかなということですかね。

○寺本人事課長 地方公務員制度全般的に言えることですが、国や地方と権衡を図りながら制度設計していくというのが原則でございまして、そういった意味では、ほか

の、例えば給与制度とか、そういったところも基本的な考え方は同じでございますので、この制度につきましても、基本的には国や地方公共団体と同じような制度設計をするというのが基本かなと考えております。

○松田三郎委員 まあ、いろいろ要因はあろうかと思えますけれども、例えば、さっき採用試験、人事委員会からも御説明ありましたが、いわゆる倍率、競争率が、かつての我々が県議になったときからすると、まあ制度の運用も若干変わったと思えますが、だんだんだんだんいわゆる低くなってきている。採用の、例えば技術職の中では、なかなか応募しても満たないというのは、ほかのいろいろな要因もあろうかと思えますが、もちろん、その多い中から一定数採用するのと少ない中から一定数同じような数採用する場合、必ずしも多いほうが優秀な人の割合がいいとまでは言いませんけれども、普通に考えると、1.数倍の中から1採用するのと、2倍、3倍の中からという、それだけ不合格者も出してしまいますけれども、そっちのほうが——熊本県庁は日本一優秀だと言われる分、優秀な方を、さっき内野委員から育成という話もありましたけれども、そういう確率で言うのであれば、高いのかなと思いつつですね。

もちろん、撤廃した場合の人件費というのは、一定部分増えたりというのもあるかと思えますが、さっきの人事課の主要事業の説明の中に、あらゆる手段を総動員してと、何か柔軟にと書いてありましたので、国は、あんまり地方が独自にやるのをいいとは思わないかもしれませんが、先々、来年度からやったほうがいいですよと言うつもりはございませんけれども、あらゆる手段を考える中であっては、やっぱり国の言うことばかりしとかなきゃならないからというので、選択肢から外すというのは若干消極的かなと思えますので、我々も共に、もし必要であるならばや

っていいと思いますので、その点の御理解を逆にお願ひしたいと思えますが、さっき言いました、予想で結構でございますけれども、今までの経緯からいくと、定年が65になったときに、国も、いや、国なんかもっと早くから、役職定年はそのままの年齢を維持するのかどうかというのは、課長なり総務部長なり、何か変わりそうな感じは全くないんですか。

○小金丸総務部長 お尋ねありがとうございます。

非常に難しい問題だと思います。

先ほど課長が申し上げたとおり、今回、役職定年と申し上げますのは、例えば、課長級あるいは次長級あるいは部長級だった者が、60歳を超えた場合に、役職的に落ちた形で公務内に残れるというものも設けられております。

ですので、今申し上げた役職に応じてですが、例えば部長級、次長級であれば、専門監という形でこれまで培いました専門性とかあるいは経験というものを、またしっかりと公務内で活躍できるというか、使っていけるといふ部分はございます。

それで、定年制につきましても、65歳になるのが令和13年度で完成ということになりますので、もうしばらくはかかります。

ただ、昨年度、いわゆる60歳を迎える者から定年制が延長されて61歳になっておりました、その際、公務内に引き続き、いわゆる定年制度で61歳で残られた方が大体約半数以下ぐらいですね。まあ、半数ぐらいというふうに思っていてよろしいかと思えます。それで、給与支給率は7割ということでございますので、勤務条件的には非常に割と整っているところかなと思っております。

それで、引き続き、65歳、どんどん定年上がるにつれて、いわゆる公務内に残られる、いわゆる定年制を活用されるという方は

増えてくるのではないかと考えています。

そういう中で、お尋ねいただいた役職定年をどうするかということでございますけれども、役職定年を一気に仮に廃止ということになりますと、いわゆる昇任が61、65になるにつれてまだ延びていく、あるいは維持、まあ部長のまま残るとか、そういうことになりますものですから、やはり先ほど課長申し上げたように、新陳代謝が行われないうことになるので、しばらく、いわゆる若い世代の方が昇任できないというふうな、そういうちょっとデメリットも出てくるかと思えます。

それで、現行としては、それ以上のことは我々も分かってないところでございますが、定年制、これから延びてくるにしたがって、公務内で活躍できる環境というものは整ってくるかと思えますので、そういった役職も、ある程度一定の形に収まった中で推移していくのではないかなど。ちょっとなかなか推測は難しゅうございますが、一応以上でございます。

○松田三郎委員 まあ、部長をはじめ最前列は、当事者に近い方もいらっしゃるんですけど、なかなか言いにくい部分もあるかと思いますが、さっきおっしゃった、若い中堅の方が自分のモチベーションがと。

逆に、例えば、逆算しても、どう考えても60までには部長に行けぬなという人が、ちょっと延びれば新たな期待は持てるとか、いろいろなことがあって、全体的にどうなのかというのは私もちょっと想像つかないところがありますけれども、これに限らず、あらゆる手段を用いてということですので、なかなかこれは難しいかなという部分も含めて、熊本県庁が、若い人も中堅もベテランも含めて、しっかり効率的に動くような組織であり続けるためには、我々も一緒になって頑張りますのでというようなエールを込めた話でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。

以上です。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○幸村香代子委員 報告の1番目にありました特定利用空港と港湾指定の件についてお尋ねをしたいのですが、今の現状から言うと、まだ指定について確認はされていないといったところでいいでしょうか、まず。

○井上危機管理防災課長 はい。協議中でございます。まだそこまでは至ってないという状況でございます。

以上です。

○幸村香代子委員 それについて、いつまでにというのがありますか。

○井上危機管理防災課長 具体的なスケジュール等は今のところございません。

以上です。

○幸村香代子委員 それを聞いて安心しました。

ここにある県からの意見、地元の理解が必要であることから、理解を深めるための取組を継続的に行ってもらいたい、また、今後の県の対応というところもあります。この2つは、指定前の説明というところで理解していいですか。

○井上危機管理防災課長 指定前も、それから指定後につきましても、丁寧な説明というのは継続してやっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○幸村香代子委員 ここに、関係市町村から

の意見ということで、1番目にある、非常に指定をされた、名前を出されたところについては、住民の不安がとてもあります。結局、新聞報道でしかこの情報がないというところで、このことが何を意味するのか、このことが、例えば指定をされて有事になったときに、自分たちにどんな影響があるのかということについて、非常に不安な声が届いています。

私は、やはりこれについては、指定前に、結局、今の段階において、きちんと住民の皆さんに説明をする必要があるというふうに思っていますが、県の所見としてはいかがでしょうか。

○井上危機管理防災課長 広く県民の皆様に必要な情報が伝わるよう、国に対しては丁寧な説明を求めていくことにいたしております。実は、資料の次につけております資料や、あるいは想定問答につきましては、今でも国のホームページに掲載をされております。問合せ等につきましては、それに対応されているところがございますので、引き続き丁寧に対応していただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○幸村香代子委員 よく行政の皆さんが言われる、ホームページに掲載をしていますと、資料はそこに提出をしていますというふうなお話はよくされるのですが、私は、やっぱり地元の住民の皆さんにきちんと説明をしてくれと、指定の前に。そのことが何を意味するのかということについて、やはり不安を払拭する必要はあるというふうに思います。

それで、やはり県としては、国に対してきちんと、前に住民説明なりをしてほしいと、するべきであるというふうな意見を届けてほしいと思います。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○幸村香代子委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、委員の皆様から、その他で何かありませんか。質問をお受けします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、要望書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長